

波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観
保存活用計画

令和7年8月25日

長崎県波佐見町教育委員会

目 次

第1章 波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画について	1
1. 波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象範囲	3
4. 文化的景観の本質的価値	5
5. 文化的景観を形成する景観単位と景観構成要素	16
第2章 保存及び活用に関する基本的な方針	21
1. 窯業と農業が生み出した文化的景観の保全	21
2. 窯業と農業の振興による集落の活性化	21
3. 窯業と農業、地域コミュニティの担い手づくり	21
第3章 土地利用の方針	23
1. 土地利用の全体方針	23
2. 文化財保護制度による届出	28
3. その他の関係法令に基づく規制範囲	28
第4章 文化的景観の保存・活用に関する整備	31
1. 重要な構成要素に対する保存修理とそれ以外の修景等	31
2. 散策・回遊のための整備	32
3. 防災に関する整備	33
第5章 普及啓発・担い手づくり	35
1. 文化的景観全体の普及啓発	35
2. 窯業・農業の振興による集落活性化の支援	36
3. 担い手づくり	36
第6章 保存及び活用のために必要な体制	38
1. 行政の役割と連携	38
2. 団体や組織の連携支援	39
3. 住民の参画	40
第7章 文化的景観における重要な構成要素	41
1. 重要な構成要素の抽出の考え方	41
2. 重要な構成要素の保存の方針	41

第Ⅰ章 波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画について

I. 波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画の背景と目的

波佐見町（以下、「本町」という。）では、江戸期以降窯業が発展し、古より農業が盛んであった。窯業と農業を営むための環境に恵まれたため、二つの生業は現在も本町の基幹産業として息づき、行政・民間が一体となって「陶農の里」として町の活性化に取り組んでいる。

これらの産業は、現在、町内各所で展開しているが、窯業、農業の歴史と風景を、集落のまどまりを持って今に繋いでいるのが、窯業では町南東部に位置する中尾郷、農業では中尾郷の西に隣接する鬼木郷である。

両郷は長きにわたり窯業集落、農業集落として生業によって生まれる特徴的な景観を現代まで受け継ぎながら共に発展を遂げてきた。地域住民等を中心に、「中尾山桜陶祭」という陶器まつりや、「鬼木棚田まつり」といったイベントを開催し、町外から多くの観光客を集めており、生業の景観に触れ、楽しむ機会を創出している。鬼木棚田は、平成11年に日本の棚田百選に選定され、鬼木棚田協議会により「鬼木燈火まつり」という新しいイベントが開催され、地域活性化に向けた取組が行われている。

ここ数十年来、人口減少・住民の高齢化の波が押し寄せ、中尾郷では空家や空き工場、鬼木郷では耕作放棄地が大幅に増加し、さらに近年は異常な大雨による災害が多発する等、窯業、農業の継続と集落・景観の維持が懸念される状況となっている。

このような状況を打開するため、集落の風土や歴史を振り返り、課題を整理して、今後の「まちづくり」を考える上でのヒントを模索するため、令和元年度から4年度にかけて文化的景観保存調査を実施した。この調査では、中尾郷と鬼木郷を「陶郷中尾と鬼木棚田の文化的景観」として一体の景観と捉え、自然・歴史・生活・生業の観点からその特性を把握し、景観の本質的価値が明らかとなった。窯業と農業によって形成された特徴的な文化的景観は、本町の「陶農の里」を象徴するものと言える。

波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観保存活用計画（以下、「本計画」という）は、これまでの調査成果を踏まえて、波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観の保存と活用のために、本町が住民や組織・団体等と協力・連携して取り組むべき計画を定めたものである。本計画は、陶郷中尾と鬼木棚田の文化的景観の保存と活用についての方針を示し、地域や町全体で共有及び町内外へ広く発信することで保存と活用を推進し、将来にわたって継承することを目的とし定めるものである。これを通して、文化的景観を活かしたまちづくりによる地域活性化を目標とする。



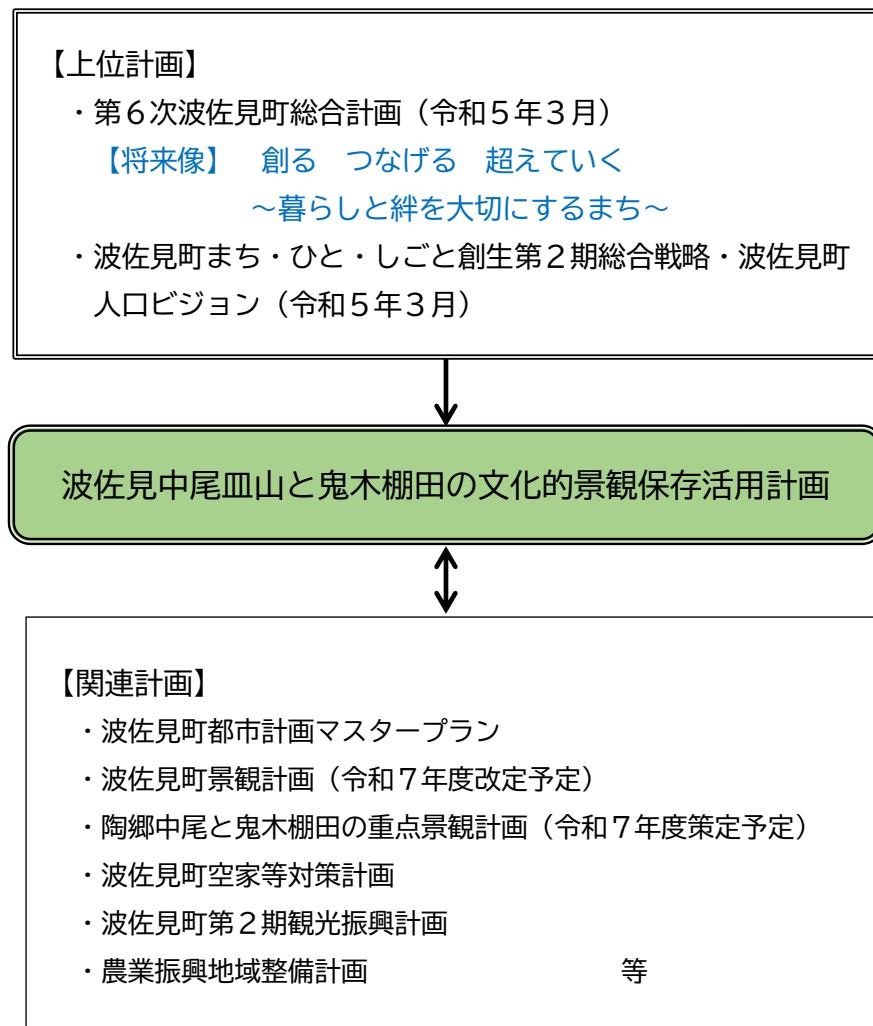
中尾山桜陶祭(中尾本線)

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次波佐見町総合計画」を最上位計画、「波佐見町まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略・波佐見町人口ビジョン」を上位計画として、その実現を図ると共に、「波佐見町都市計画マスタープラン」、「波佐見町景観計画」及び「陶郷中尾と鬼木棚田 重点景観計画」を関連計画として連携を図るものとする。

総合計画の将来像である、「創る つなげる 超えていく ~暮らしと絆を大切にするまち~」の実現にあたり、基本目標として掲げた「産業・交流を軸とした人が輝くまちづくり」について、新時代に対応できる人材育成や担い手の確保に努めると共に、若者にとって魅力ある職場づくりとまちの資源を活かせる環境づくりを推進する。

また、基本目標「生きる力と郷土愛を育むまちづくり」について、歴史や文化、景観資産を後世へ引き継いでいくために、歴史・文化遺産の活用と保護・保存・継承に向けた取組を推進する。

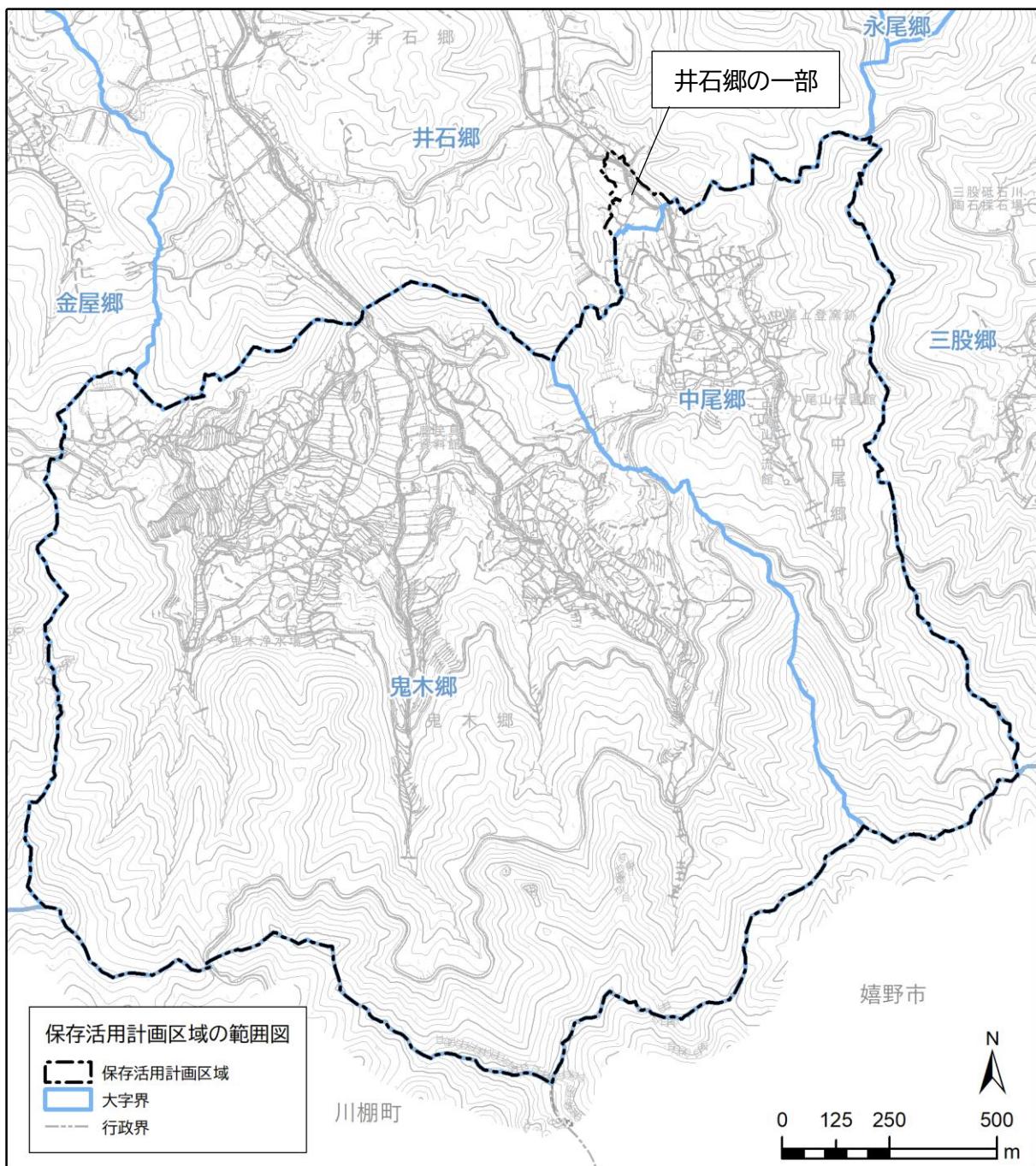


3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、中尾郷及び鬼木郷である（中尾郷には、井石郷の一部を含む）。

なお、本計画では中尾郷に隣接する井石郷の一部を含めて中尾郷と呼ぶこととし、次ページにその範囲を図示する。





4. 文化的景観の本質的価値

中尾郷、鬼木郷を対象とした「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」は、保存調査報告書において、自然、歴史、生活及び生業の3つの特性に基づき本質的価値が整理されている。

(1) 自然的特性

現在の佐賀県と長崎県を含む地域の旧称である「肥前」では、江戸時代以降、国内を代表する窯業生産地帯－肥前窯業圏－が形成され今日に至っている。本町はこの肥前窯業圏の南端に立地し、隣接する有田、三川内と共に、特に磁器生産を盛んに行ってきた。



本町の地質は約3000万年前に形成された新生代古第三期の堆積岩による杵島層群を基盤としている。町の南東部に位置する中尾郷・鬼木郷一帯は、その南側に位置する虚空蔵山の約250～300万年前の噴火によって安山岩質の凝灰角礫岩で覆われ、ほぼ同時期に火山活動による有田流紋岩が一部に貫入した。この流紋岩は熱水による変質作用で磁器の原料である陶石となつた。この陶石は17世紀前半に発見され、この地で窯業が成立する礎となる。その一つに白い岩肌を露出する白岳がある。白岳の西側の谷には中尾川が流れ、その水を利用して陶石の粉碎を行い、谷の傾斜面は登り窯の構築が可能であった。また、周囲に広がる「里山」は、登り窯の燃料となる薪を供給することができた。このような自然的特性によって、「窯業集落」である中尾郷が白岳の西側の谷地に成立し発展した。窯業が盛んになるにつれ、登り窯の燃料となるアカマツが植林され、中尾郷の近世の里山はアカマツで覆わっていた。



白岳

一方、尾根を隔てて中尾郷と隣接する鬼木郷は、凝灰角礫岩が堆積し、長い年月をかけた風化と小規模な地滑りにより崩落し傾斜を有する大規模な馬蹄形の窪地となった。そこでは虚空蔵山系を源とする水流が3本の川となり、その豊富な水をもとに川に沿って3つの「農業集落」が形成され、近世には大規模な「棚田」が築かれた。昭和30年代までは溜池も利用していたが、現在は3本の川で広大な棚田を潤している。それほど水に恵まれた地域であり、湧水も多く見られる。周囲の「里山」は、住民の生活用の燃料を供給し、農業集落を支えた。南側の里山は虚空蔵火山の噴出物である紫蘇輝石普通輝石安山岩と凝灰角礫岩であり、長い年月をかけて風雨に削り取られ、突出した岩峰（奇岩）となっている。地元で「鉈岩」と呼ばれている形状が鉈に類似した特徴的な奇岩がある。

この様に陶石を産出する山沿いの谷と馬蹄形の窪地という地形の違いにより異なる生業が発展することとなり、窯業と農業の大規模な集落が隣り合う特異な景観が形成された。

(2) 歴史的特性

波佐見では、安土・桃山時代末期から江戸時代初頭頃に窯業が開始される。当初は小規模な陶器生産であり、窯の周囲は農業に適する平野部という立地であることから、半農半窯的要素の強いものであった。江戸時代初期に山間部である三股郷において磁器の原料となる陶石が発見されると、陶工たちは三股郷に移動し、磁器生産を専業とする最初の集落を築いた。その後、三股郷に隣接する中尾郷における陶石の存在を知り、三股郷の陶工の一部が新天地である中尾郷に移動し最初の窯を開くことになる。その年代は1640年代であることが、古文書・墓・発掘の調査成果から推定されている。先ずは中尾郷の上流にあたる白岳の麓で窯場が開かれ、次第に下流へと拡大していった。白岳で産出される陶石は熱水作用をうけていない流紋岩であり、磁器のボディを成形することはできず、釉薬としてあるいは三股郷で産出する陶石と混ぜて使用されていた。江戸期を通じて、登り窯による磁器の生産が行われるが、特に江戸後期には世界最大級の規模を誇る登り窯3基を擁して、庶民向けの安価な磁器の大量生産が行われた。この頃は唐臼150基が中尾川に配備され、陶石を粉碎していた。

波佐見焼は藩窯ではないが、大村藩が窯の燃料であるアカマツや良質な釉薬であるイス灰の元となるイスノキを他藩から調達し、染付の顔料で中国からの輸入品である呉須を出島で調達する等の支援を行っていた。隣の三股郷には皿山役所が置かれ、中尾郷にはその支所があり、焼物の出荷の際に運上銀（税金）の徵収を行っていた。梱包された焼物は陸路で伊万里港へ運ばれ、そこから船で出荷され、全国的には伊万里焼と呼ばれていた。

近世は、大村藩の波佐見、佐賀藩の有田、平戸藩の三川内は、肥前窯業圏における中核的な磁器生産地であった。それぞれは近接しているものの、各藩における窯業政策等の相違により、生産された製品内容は異なりをみせた。波佐見焼は一般庶民向けの安価な製品、有田焼は富裕層向けの高価な製品、藩窯の三川内焼は富裕層向けで繊細な製品と庶民向けの安価な製品という特徴を持つ。しかしそのことが、反面、近世肥前磁器に個性と彩りを与えることになった。

近代以降、中尾郷では大村藩の支援がなくなってからも、窯元住宅とそれに付属する作業場という生産単位を基本として、また、登り窯から石炭窯、重油窯、ガス窯へと窯を転換しながら、庶民向けの器を量産し続けた。機械化による生産量の増加と共に窯業作業場や住宅が谷地を埋め尽くす高密度な集落空間を形成した。このような窯業集落としての発展に伴い、学校・郵便局等の公共施設や生活雑貨を扱う店舗等が開かれ、近隣の鬼木郷や三股郷からも人々が集う都市的な場となる。明治中期に有田に鉄道駅が誕生すると、波佐見焼はそこから出荷されることになり、全国的には有田焼と呼ばれることになる。また、近代に入り、流通における自立性が芽生え、明治期に生産地問屋が誕生した。



型置き場

石炭窯導入と陶土の購入が主流になると、川の近くで斜面地がある場所という土地の制約から解放され、大量生産を志向した窯元は交通の便が良く広い敷地が確保できる平野部へ工場を移した。中尾郷では昭和元年（1926）頃に「福幸製陶所」が最も早く平野部に工場を移転した。平成13年（2001）頃から、有田焼ではなく波佐見焼としてのブランド化に取り組み徐々に全国的に名前が知られることとなった。

現在の中尾郷では後継者の不在や住民の高齢化等によって人口は減少しているが、今なお17軒の窯元を有する窯業集落として息づいており、中尾山桜陶祭等の陶器市では窯業の里として多くの観光客で賑わっている。



中尾山秋陶めぐり

2024年
長崎県
波佐見町

第36回 中尾山桜陶祭 散策MAP

【開催日時】2024年3月30日(土)・31日(日)/9:00-16:00

【駐車場整備代】1台500円

※駐車場お支払い後、シャトルバスに乗り中尾山へお越しください。

無料シャトルバス

工業組合 ⇔ 中尾山の送迎

運行時間: 工業組合発 8:30~15:30、中尾山発 16:30 最終

タクシーやご予約

マユミタクシー 0956-85-4444

相田タクシー 0955-85-6161

※中尾山頂部までは各店舗での受取をおおすすめ下さい。

至・内海

陶郷中尾山
ゲート

(H1.のたご)

波佐見町
シャトルバス
乗車位置

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

マーカーの付いたところは、器にお弁当が付いた「陶箱弁当」をご用意しております。

ご予約は、各参加店へ直接お問い合わせください。

飲酒運転撲滅キャンペーン中!

※駐車所内の事故等の
責任は、一切負いません。

各、お問い合わせ先

市外局番 0956

光玉陶苑

0956-3021

馬徳陶苑

0956-3021

堀江陶器

095-7316

大新窯

095-2652

筒山太一窯

095-4912

つづやいちがま

095-5887

輝峰製陶所

095-4517

さとう

095-5887

うつわどころ しょう

095-4576

うつわ処 照

095-4550

こうやくとうえん

095-5887

さとう

095-5887

うつわ

095-5887

近代以降も棚田をベースとする農業が展開し、米だけではなく、茶の生産も行われている。昭和40年代以降から、耕作放棄地の増加や人口減少が進んでいるものの、棚田と農家住宅で構成される農業集落の景観は依然保持されている。また、平成11年（1999）に日本棚田百選に選定され、それを契機にした地元有志による鬼木棚田まつりの開催により、観光客は増加している。また、農産物鬼木加工センターの開設によって、地元農産品の生産・販売を積極的に行っている。

磁器生産のために1640年代に拓かれた中尾郷は庶民のための器づくりという伝統を現在まで維持し、中世から農業を生業とした鬼木郷も棚田での米づくりを維持している。途中で生業が変化することなく、それぞれ磁器生産に特化した歴史と米生産に特化した歴史を共に歩んできた。



鬼木棚田まつり



農産物鬼木加工センター

（3）生活及び生業の特性

近世初頭、国内でも最初期に磁器生産に成功し、磁器の原料である陶石の产出を原動力として発展を遂げてきた肥前窯業圏において、庶民向け磁器の大量生産という特徴的な役割を担ったのが波佐見焼であり、それを代表する窯業集落としては中尾郷があげられる。集落誕生から現在まで磁器生産が続けられてきた中尾郷では、様々な窯業関連施設が数多く存在している。陶石を产出した白岳をはじめ、近世の大量生産を担った長さ160mの巨大な中尾上登窯跡（国指定史跡）、大正末から導入された石炭窯の煙突（長崎県まちづくり景観資産）、盛況期に建てられた伝統的な木造の窯元住宅や窯業作業場、都市的な賑わいを見せていた頃の商店や医院建築が残り、現代のガス窯の煙突や窯元のギャラリーもあり、近世以降の窯業に関する時代の積層を見ることができる。窯業集落らしく、急な坂道と陶石やトンバイの混じる石垣も特徴的である。



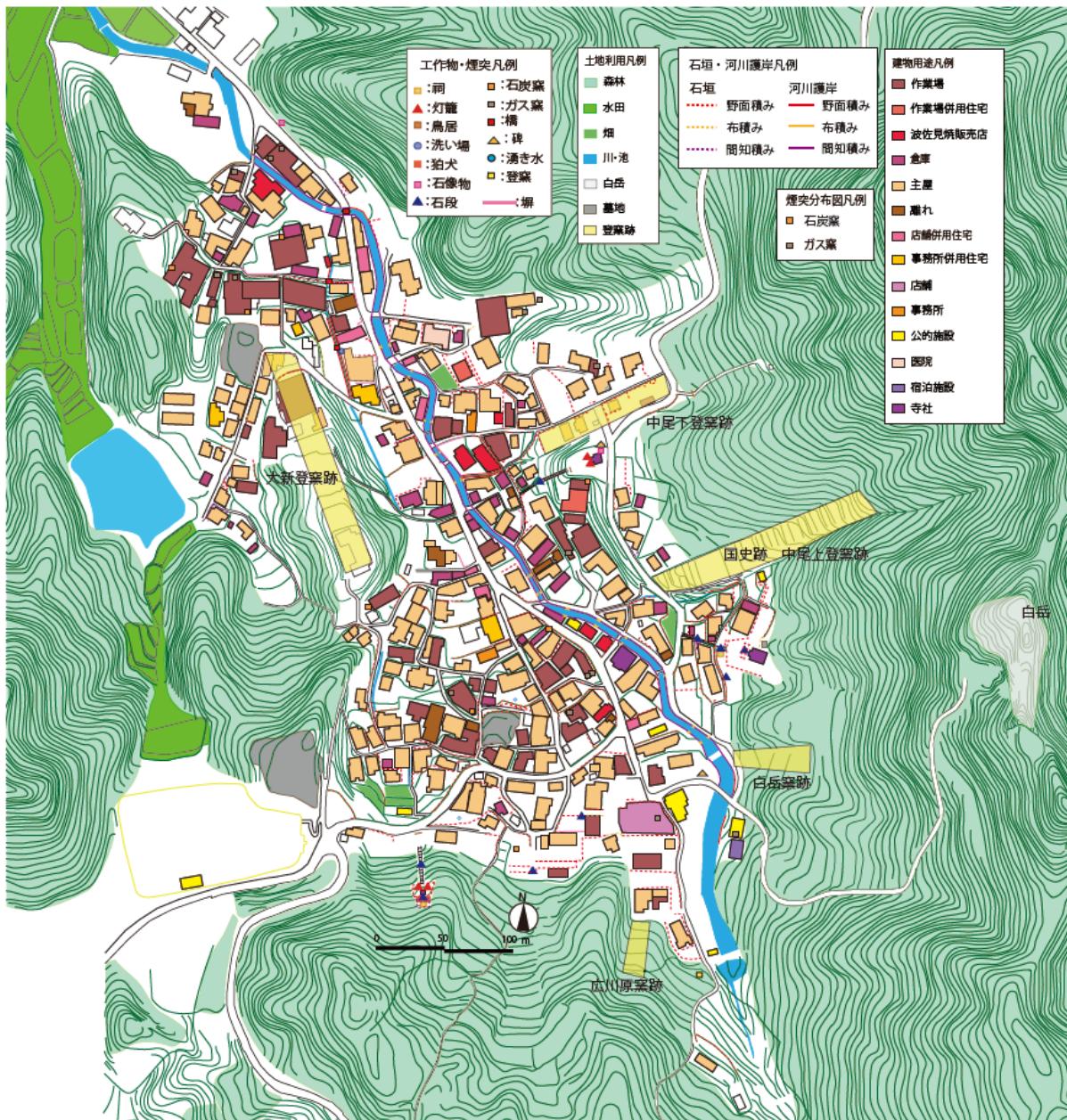
中尾上登窯跡(国指定史跡)



陶石やトンバイの混じる石垣が残る中通り

現在に残る明治期から昭和戦前までに建築された窯元住宅は、土間で作陶作業が行われ、その横の御前には皿板を掛けるトンパンと囲炉裏が設けられていた。成形した器は天日で乾燥させるが、天候によっては囲炉裏の火で乾燥させていた。御前には式台玄関と帳部屋と呼ばれる事務所が付く等、いかにも窯元住宅らしい造りとなっている。また大型の窯元住宅では問屋をもてなし、さまざまな行事の宴会を行える広い座敷がある。窯元の座敷では器を天日干しするための日当たり良い庭を確保し、主屋や作業場はそれを取り囲む様にL字型やコの字型に配置される。

窯の神様として信仰を集めている山神社（陶山三神社）は寛文元年（1661）の建立と言われ、毎年11月15日に陶祖祭が開催され奉納相撲が行われる。山奥にありながら窯業専業であるため山林地は持っていても耕作地を持たない集落である。



土地利用と構成要素分布図(出典:陶郷中尾と鬼木棚田の文化的景観 調査報告書)

山間部の棚田を用いた農業は町内各所で行われているが、鬼木郷の棚田は規模・生産量共に他を卓越している。里山により馬蹄形に囲まれた閉ざされた空間である鬼木郷は、その中を流

れる3本の川の周囲に石垣の棚田が広がり、山裾や尾根伝いの微高地に開田集落、山の上集落、大鬼木集落の3つの農業集落が築かれている。石垣は裏込めのない自然石の乱積みであり、地元住民により積まれてきた。角礫岩の崩壊による斜面地であるため、土の中に安山岩の角礫岩が多く混じり、整地の際に出てくる安山岩を用いて石垣の棚田が造られた。一部の圃場整備が行われた棚田の法面は土羽となっている。棚田の1枚の面積は勾配が急な上流域では小さく、勾配が緩い下流域では大きくなる。伝統的な棚田の給水は「田越し」であり、圃場整備された棚田ではコンクリート製の水路が整備され、水口から取水するシステムとなっている。上流の棚田の一部は茶畠に変わってきた。集落は基本的には北側斜面となり雑壇上に築かれた石垣の上に屋敷地を確保し、農家主屋は可能な限り南面させ、日当たりの良い南側に糀等の農作物を干す作業用の庭を設ける。山の上集落の谷川沿いの敷地には、農作物を洗うために谷川から導水した池を設けている。



鬼木郷の地形



中ノ川内川



開田集落付近の棚田

大鬼木集落には織豊時代の天正年間に始まったとされる「浮立（ふりゅう）」と呼ばれる農耕神事があり、現在も続けられている。また、開田集落では年に一度、開田川の源流まで登って水源を清掃している。水源とされる場所は2か所あり、それぞれ水穴神社、延命地蔵菩薩の石造物が祀られている。



鬼木鉦浮立



左:水穴神社、右:延命地蔵菩薩(出典:陶郷中尾と鬼木棚田の文化的景観 調査報告書)

尾根を挟んで隣り合う中尾郷と鬼木郷はそれぞれ窯業専業と農業専業という道を歩んできたが、昔から労働力の相互提供や物資の流通があった。かつては窯焚きや器の梱包作業の手伝いに鬼木郷の住民が中尾郷へ行き、田植えや稻刈りの手伝いに中尾郷から鬼木郷へ行っていた。また農産物を中尾郷の店で販売し、日用品の買い出しに鬼木郷から中尾郷を訪れていた。現在もお互いに親しみを感じている住民が多く交流が続いている。

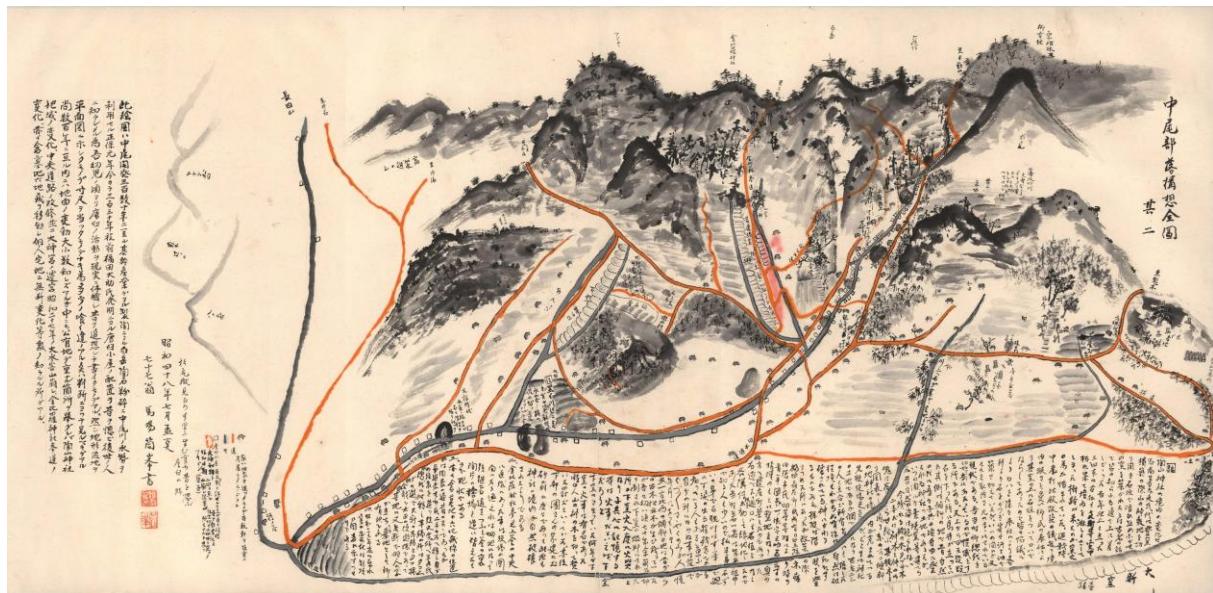
(4) 本質的価値

本町は、その地質や地形により育まれた窯業と農業という二つの生業を軸にして、歴史が形成作られてきた。これら窯業と農業の歴史をひもとくと、窯業が小規模から大規模生産へ、また陶器から磁器生産へと移行していく中で、窯業と農業それぞれの生業が専業化していく過程が読み取れる。同時に、食糧の供給や労働力の提供等窯業と農業は関係性を強めていったものとみられる。現在も関係性は維持され、「陶農の里」として、焼物と農産物を特産品として謳つたまちづくりが進められている。それを象徴するのが窯業集落の中尾郷であり、農業集落の鬼木郷である。

I) 中尾郷の本質的価値

-肥前窯業圏の一翼を担う大規模な波佐見焼窯業集落-

中尾郷は陶石が発見されたことにより磁器生産の場として1640年代に拓かれた窯業集落である。陶石を産出する白岳の西側斜面の下には中尾川が北流し、陶石を粉碎する唐臼150基を動かせる十分な水量と勾配があった。白岳とそれに続く筒山の急斜面では160mと120mの大規模な登り窯を築き、集落西側の鬼木郷との境の尾根には170mの登り窯を築くことができた。周囲の里山は窯の燃料となるアカマツや雑木を採取してきた。さらに集落の上流は幅の広い谷となっており大勢の窯業従事者が居住できる条件を備えていた。これらの自然条件から窯業集落として発展し、大規模な登り窯が築かれた江戸時代後期から民衆のための磁器の大量生産を行ってきた。近代になり大村藩の支援がなくなってからも、工法に工夫を重ね機械の導入と分業化及び窯の変化により大量生産を続け、高密度に住宅や窯業作業場が建つ都市的な空間が形成された。中尾上登窯跡や石炭窯の煙突が残り、現在も17軒の窯元が磁器生産を続けている中尾郷の生業景観は、肥前窯業圏の中でも大量生産を担ってきた波佐見焼の歴史を顕著に表している文化的景観である。

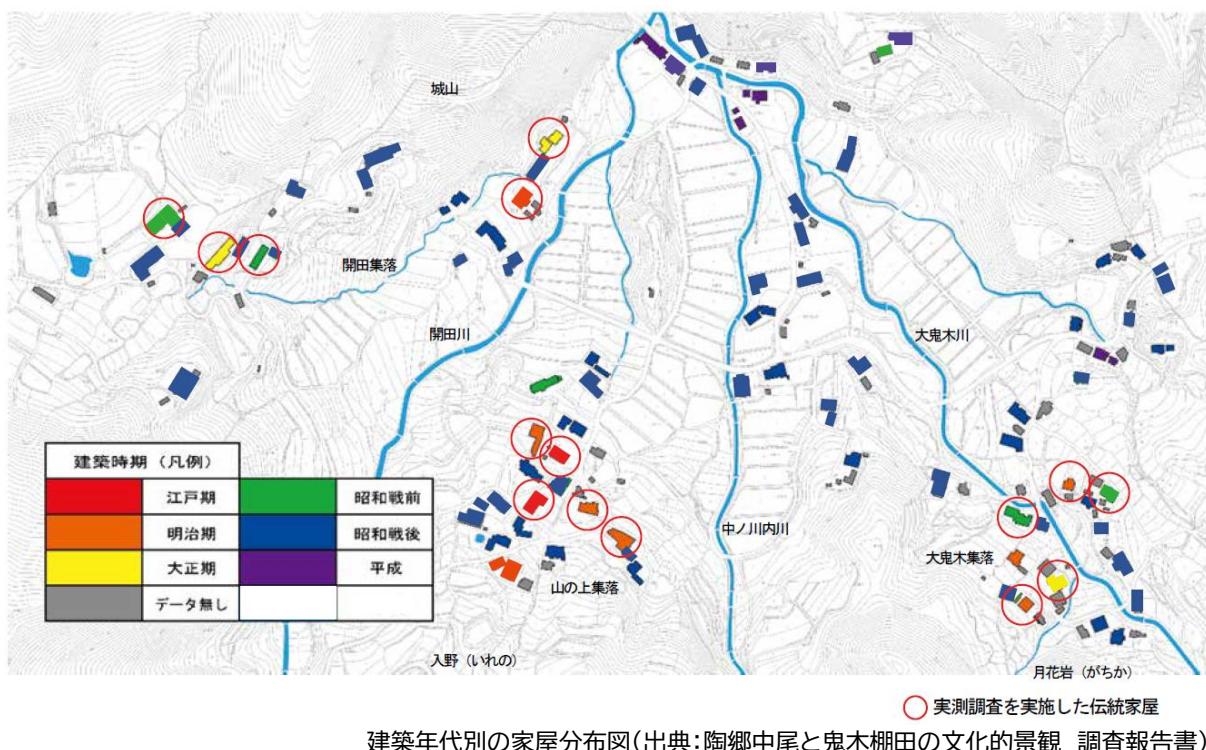


中尾部落構想全図其二 昭和四十八年七月 馬場淳作 (馬場清治氏所有)

2) 鬼木郷の本質的価値

-扇形の斜面に大規模に広がる石垣棚田農業集落-

鬼木郷は里山に囲まれた扇形の斜面地を流れる3本の川に沿って棚田と集落地が築かれた大規模な農業集落である。水田造成時に土の中から出てくる安山岩を地元住民で積み棚田を築いてきた。中世から農業集落として存在していたが、人口増大に伴う江戸期の新田開発の一環として、鬼木郷の棚田が大規模に拓かれていった。背後の虚空蔵山系は水量が豊かで、溜池も利用した時期もあったが水利システムが整った現在は3本の川の水だけで棚田を潤している。宅地の石垣も宅地造成の際に出てくる安山岩で積まれている。一部の棚田は茶畠に変わっているが、閉じられた大規模な傾斜地に棚田と宅地で構成されているダイナミックな生業景観が広がるのが鬼木郷の文化的景観の価値である。



鬼木郷の黄金色の棚田

3) 両集落が一体となった本質的価値

-隣り合う波佐見焼窯業集落と石垣棚田農業集落が共に発展した大規模な陶農の里-

虚空蔵山系北側斜面の里山に囲まれた閉ざされた空間の中で、隣り合う集落が地形の違いを活かして磁器生産の窯業と棚田による農業を営んできた。どちらも大規模であり、中尾郷が窯業専業の集落として発展できたのも隣に食料生産地として鬼木郷があったからである。両集落の景観は窯業と農業という生業の歴史と文化を端的に現している文化的景観である。特に近代以降、鬼木郷から中尾郷へは、焼物の運搬等をはじめとする窯業に関連する様々な労働力と梱包用の藁や薪等の提供、中尾郷から鬼木郷へは、農繁期における労働力や肥料の提供等、相互補完的に労働力や物品を提供し合いながら生活を営み続けてきた。この様に地形的に閉ざされた大規模な窯業集落と棚田の農業集落が隣り合い、お互いに協力しながら発展してきたことは、肥前地域ひいては国内の他の窯業地・農業地には見られない特質であり、そこに一つの大きな価値を見いだすことができる。

鬼木郷では、平成15年（2003）から毎年9月23日に「鬼木棚田まつり」を開催しており、棚田とかかしコンテストを見に訪れる観光客で大変賑わっている。また、中尾郷では、春に中尾山桜陶祭、秋に中尾山秋陶めぐりを開催し、波佐見焼の認知度が上がると共にぎわいを見せている。それぞれの郷の住民が主体となって、切磋琢磨しながら取組を継続してきたことで、本町全体の魅力を向上し、観光振興の一躍を担っている。

■中尾郷・鬼木郷の実施行事（令和6年（2024））

月	4月	6月	8月	9月	10月
中尾郷	中尾山桜陶祭			中尾千灯籠祭	中尾山秋陶めぐり
鬼木郷		鬼木燈火まつり	鬼木鉢浮立	鬼木棚田まつり	



かかし展示



中尾千灯籠祭

5. 文化的景観を形成する景観単位と景観構成要素

これまでの文化的景観保存調査において、「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」の特徴を現す土地利用に基づき、一定の景観の特徴を示すまとまりを景観単位として、「窯業集落区域」、「農業集落区域」、「棚田区域」、「里山区域」の4つの区域を単位として設定されている。

(1) 窯業集落区域

陶石が採れた白岳の麓で近世の初めから磁器生産を続けてきた中尾郷を形成する、窯業に関係する建物と工作物、住宅が密集した窯業集落を景観単位とする。

景観を構成する構成要素としては、急峻な谷地の中に、磁器の大量生産を示す近世の巨大な登り窯跡があり、中央を流れる1本の川に沿って窯元の建物が建てられてきた。かつて川は陶石を粉碎するための重要な動力源であった。また、大正末から昭和中期まで使用されたレンガ造りの煙突が残る。明治期からの窯元住宅や作業場も残っており、時代の変遷がわかる。盛況時の商店や旅館もあり都市的な集落であったことを示す建物も残っている。

近代になっても機械化による大量生産を続け集落内は建物が高密度に建ち、窯業専業の集落として今日まで磁器生産が続いている。

構成要素	
水系(護岸含む)	中尾川、水路(登り窯跡周辺)
道	主要な道路、古道(かつて往来に使用されていた道)、路地(観光ガイド時に利用するルート等)
建築物	窯元住宅、作業場(工場)、一般住宅、店舗(赤井倉)、寺院、公共的施設、宗教的施設(参道を含む)
工作物	煙突、登り窯跡、石積み擁壁(石垣)、祠、石段、石神・石仏、石祠、湧水池、墓

(2) 農業集落区域

堆積した凝灰角礫岩の風化による崩落で生まれた馬蹄形の窪地である鬼木郷の中に3本の川に隔てられた3つの農業集落があり、石垣の上に屋敷地を確保し、主屋や牛舎(現在は倉庫等に転用)、農作業用の庭等から構成される農家住宅と、集落をつなぐ路地空間により構成される農業集落を景観単位とする。

集落は、東側の山裾と大鬼木川周辺に農家住宅が立地する大鬼木集落、中ノ川内川と開田川の間の尾根筋に農家住宅が立地する山の上集落、西側の山際に沿って農家住宅が立地する開田集落の3つで構成され、集落周囲の棚田で営農が行なわれている。

景観を構成する構成要素としては、尾根や段丘上にひな壇状の石垣が築かれ、その上を屋敷地として、戦前に建てられたと推測される伝統的な農家住宅が多く残り集落を形成している。入母屋屋根が多いことから景観の統一感が見られ、式台を有する格式高い住宅もあり、一般的には耕地面積が十分に確保できずに貧しいことも多い棚田の集落とは思えない豊かさが垣間見られる。

構成要素	
道	主要な道路、路地(里道等)
	農家住宅、一般住宅、公共的施設、御堂
工作物	石積み擁壁(石垣)、土羽、祠、石段、石神・石仏、石祠、湧水池、水汲み場、墓

(3) 棚田区域

鬼木郷の開田川、中ノ川内川、大鬼木川の3本の川沿いに広がる棚田区域を景観単位とする。棚田区域は前述した3つの集落により管理されている。

景観を構成する構成要素として、石垣棚田と大小の河川や水路がある。

石垣は、伝統的な棚田の法面は裏込めのない自然石の乱積みであり、地元住民により積まれ、代々受け継がれてきた。特に開田川の西側において急斜面を利用した石垣棚田が集中的に分布している。一部の圃場盛備が行われた棚田の法面は、土羽となっている。棚田の一枚の面積は勾配が急な上流域では小さく、勾配が緩い下流域では大きくなる。

伝統的な棚田の給水は「田越し」であり、圃場整備された棚田ではコンクリート製の水路が幣備され、水口から取水するシステムとなっている。上流の棚田の一部は茶畠に変わってきている。

構成要素	
棚田	石積み擁壁(石垣)、土羽を含む棚田、水利システム(ガマ／ヨセ)、湧水、茶畠
水系 (護岸含む)	開田川、中ノ川内川、大鬼木川、西ノ川川、山ノ上川、ウルド川、広海川



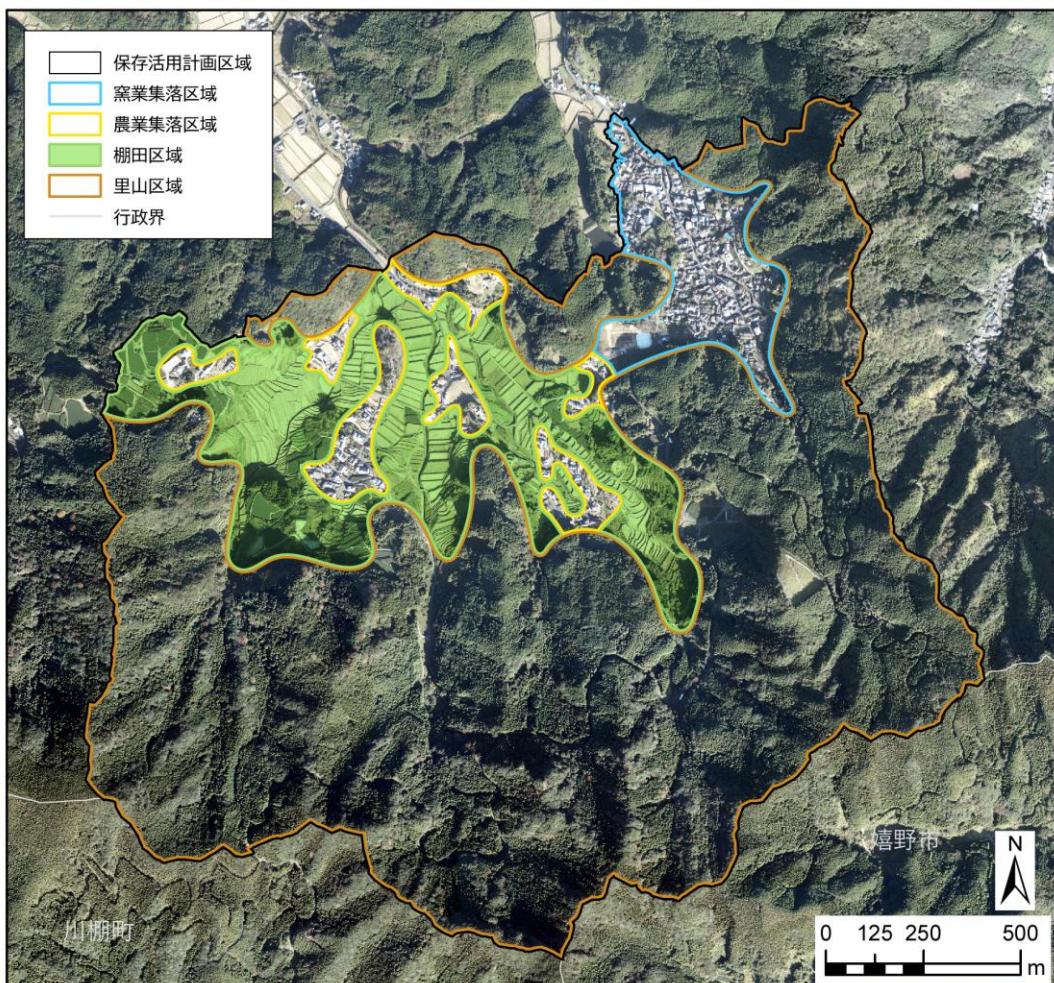
5月の鬼木棚田と茶畠

(4) 里山区域

窯業集落の周囲ならびに農業集落の周囲の棚田区域を囲む山林を里山区域として景観単位とする。

景観を構成する構成要素として、窯業集落の東には陶石を産出する白岳が聳えている。近世は窯業集落の里山は窯の燃料となるアカマツで覆われていた。棚田の周辺の一部にはアカマツも植林されていたが、生活用の薪となる雑木が主であった。戦後の植林によりスギとヒノキの山林となって今に至っている。里山の中には清流が湧いている地点がある。かつて、窯業集落と農業集落とを結ぶ里道も存在しており、両集落間の物資や労働力の往来に利用されていた。

構成要素	
里山	白岳(山頂、陶石の見える山肌、登山ルート、旧登山ルート)、鉱岩、山林、湧水
道	里道
工作物	石神・石仏、石祠



景観単位図

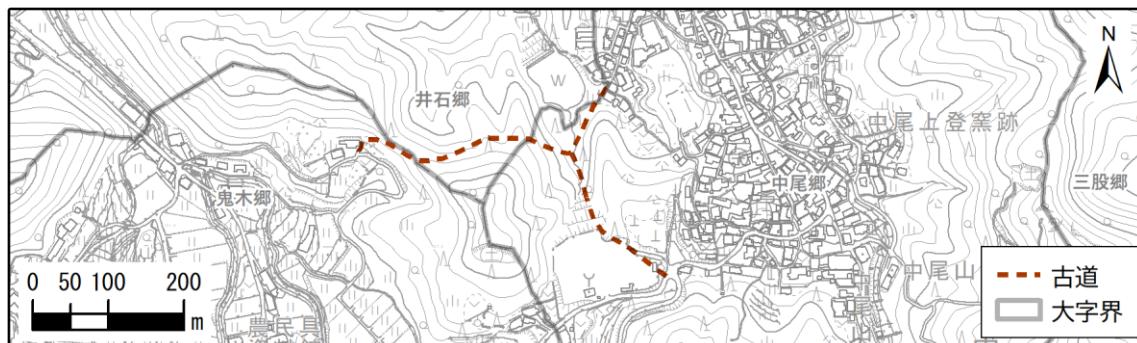
■□■□■□コラム 中尾郷と鬼木郷の関係性について□■□■□■

鬼木郷から中尾郷へは窯業に関連する様々な労働力や焼物梱包材である藁、食料等が提供され、中尾郷から鬼木郷へは農繁期における労働力や肥料が提供される等、中尾郷と鬼木郷は相互補完的に人やモノを提供し合いながら生活を営み続けてきた。このような大規模な窯業集落と棚田の農業集落が隣り合い、お互いに協力しながら発展してきたことは、国内の他の窯業地・農業地には見られない特質である。



【道路】

- 現在、集落間の往来には基本的に町道が利用されているが、古老らを対象に行ったヒアリング調査から、町道以外にも両集落を結ぶ旧道が2本存在していたことが確認された。鬼木郷側からは入り口付近の痕跡を辛うじて確認できるものの、その先は雑木林となっており、通行は困難な状態である。
- 2本の旧道は主に、中尾郷の麓にある病院に向かう際に利用されていた。いつ頃まで利用されていたのか、詳細な記録は残っていない。しかし、ヒアリング調査では「峠を越える町道が整備される前は旧道を利用していた」という証言を得た。加えて、町道が整備されたのは昭和10年（1935）頃であること、自動車の普及は中尾郷で昭和15年（1940）頃、鬼木郷で昭和35年（1960）頃であったことも確認されている。これらのことから、旧道は昭和15年（1940）年以降、町道の整備と自動車の普及に伴い、徐々に利用されなくなったと推察される。



【集落の機能】

○中尾郷と鬼木郷のヒアリング調査によると、かつて中尾郷は周囲の集落から職場もしくは食料品・嗜好品を販売及び購入する場所として認識されていたことが確認された。昭和戦前頃には距離的に近い鬼木郷はもちろん、南側に隣接する三股郷、嬉野や川棚方面とった遠方からも窯元の手伝い、食料や薪の販売といった出稼ぎ労働者が中尾郷に訪れていたとされている。特に鬼木郷との間では、「換え帳」と称されるつけ払いの仕組みが存在した。これは農作物が収穫及び出荷され、金銭的な余裕ができる8~9月頃に購入金額をまとめて支払う独自の仕組みである。また、明治7年（1874）には中尾郷に井石郷・鬼木郷・三股郷を校区とする小学校が設立され、同時期に保育園も設立されている。これらのことから、中尾郷は鬼木郷を含め、周辺の集落にとって商業的中心地として機能していたことが推察される。

【労働力や物資のやり取り】

○ヒアリング調査から、両集落では物資や労働力のやり取りが行われていたことが把握された。鬼木郷から供給されていた物資としては薪（燃料）、食料、梱包材が挙げられた。登り窯と石炭窯を使用した時代、中尾郷では大量の薪が必要とされた。そこで、鬼木郷の農家は作業の合間や農閑期に薪を集めて「わっぱ」を作り、窯元に販売していたとされている。また、中尾郷は営農が困難な地形であったため、耕作地がほぼ存在していなかった。必然的に食料は外部からの供給に頼っていたと推察される。鬼木郷は距離的に近く、米を中心に農作物の販売が盛んに行われていたとされている。戦時中等食糧難の時期には物々交換（鬼木郷の米と中尾郷の焼物）が行われていたことも把握された。中尾郷から出荷される焼物の梱包材には、鬼木郷の稻藁が使用されたこともヒアリング調査から明らかとなっている。紙や綿の入手が困難だった時代、稻藁は太さ・長さ共に梱包材として最適であったことが理由とされている。

○鬼木郷では、焼物の梱包・積載作業といった副業が、重油窯が導入された昭和25年（1950）～昭和35年（1960）頃から行われ始めたとされている。ヒアリング調査によると、登り窯と石炭窯が廃止されたことで薪の需要が低下したことが理由であった。また、この頃から作陶の分業体制が整い始めたことも理由のひとつとして推察される。梱包・積載作業以外にも、自宅で生地作り等を行う農家も存在したことが文献とヒアリング調査から把握された。現在でも鬼木郷内では生地作りを行っている兼業農家を数軒確認できる。

○中尾郷から鬼木郷に供給された物資として「下肥」が挙げられた。これは糞尿を発酵させた肥料であり、人口が多い中尾郷で大量に製造されていた。鬼木郷の農家は終戦後まで、農作物の肥料としてこの下肥を中尾郷から購入していたとされている。

○中尾郷の住民が鬼木郷の農作業を手伝うこともあったとされている。基本的に作陶における作業の大部分は成人男性が行うものである。そのため、鬼木郷の農家は、中尾郷の女性や子供を収穫時期だけ雇っていたことがヒアリング調査から明らかとなった。

以上のように、中尾郷と鬼木郷は生活・生業を通じた相互扶助の関係にあったと推察され、すなわち、窯業と農業が支え合う、本町における典型的な「陶農」の関係が見出される。

第2章 保存及び活用に関する基本的な方針

「陶農の里」として歴史を伝え、今もなお多くの住民が営む暮らしと生業から生み出される文化的景観を保存し活用するため、以下の方針を定める。

I. 窯業と農業が生み出した文化的景観の保全

- ア. 窯業と農業が生み出した「窯業集落区域」、「農業集落区域」、「棚田区域」、「里山区域」の4つのまとまりから成る景観単位と土地利用を保全する。
- イ. 文化的景観の基盤となる地形を継承する。
- ウ. 文化的景観の価値と特徴を伝える上で欠くことのできない文化的景観の重要な構成要素について継承を図る。
- エ. 文化的景観の価値を継承するため、復旧・修理、修景、防災のための工事等の整備を推進する。事業者や個人所有者に対しては、この実施にあたり経済的・技術的な支援を行う。

2. 窯業と農業の振興による集落の活性化

- ア. 中尾郷の窯業や、鬼木郷の農業の振興のため、窯業関連及び農業施設の維持・改善を図ると共に、文化的景観の継承に必要な集落環境の整備を推進する。
- イ. 空き地や空家の増加を抑制するため、空家等の積極的な活用を促進し、暮らしを継承しながら生活利便性を向上するコミュニティ支援の仕組みを探求する。
- ウ. 災害や鳥獣害に強い地域づくりを推進し、防災や農業施設の整備等を計画的に行う。
- エ. 現在行われている中尾郷や鬼木郷の祭りやイベント等の取組を今後も継続、発展できるように中尾郷と鬼木郷が支え合いながら産業やコミュニティの維持・活性化を行うための支援を行う。
- オ. 窯業、農業の文化的景観を国内外の観光客向けにPRした体験ツアー等の企画や、空家を文化的景観を味わい体験する新たな拠点としての活用、観光客を取り込んだイベントの実施等を行うことで、産業と観光の振興を図る。

3. 窯業と農業、地域コミュニティの担い手づくり

- ア. 持続可能なまちづくりの実現を目指して、UターンやIターン、Jターン等の移住者を本計画区域に受け入れ、窯業や農業、コミュニティを中心とした祭礼や風習、地域コミュニティ等の担い手を育成するための支援を行う。
- イ. 文化的景観の活用に寄与する地域活動を支援し、担い手としての誇りやアイデンティティの育成につなげる。住民と来訪者との交流を図ることで、文化的景観に対する住民の理解を深め、新たな発見や気づきを促す意識啓発や、文化的景観の普及啓発活動等に取り組む。
- ウ. 文化的景観の価値や魅力について広く共有し、窯業や農業を促進するため、住民、専門家、行政及び関係機関が積極的に連携を行い、窯業と農業について、情報発信のための

ソフト環境や施設整備等のガイダンス環境の整備を行う。また、本計画区域に適した整備活用が行われるよう、活用の仕組みづくりを行う。価値の維持継承について専門家による検証や、周知する機会を設ける。

第3章 土地利用の方針

I. 土地利用の全体方針

波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観は、隣り合う集落でそれぞれ窯業・農業を営みながら、住まうことによって形成された「窯業集落」、「農業集落」、「棚田」、「里山」という土地利用の区分を維持しながら、全体の構成を一体的に保全する。

景観の阻害要因となるような太陽光発電パネル等の自然再生エネルギー施設の設置は、原則行わないこととする。

災害復旧等による法面の整備は、周辺景観と調和した修景を行う。

「窯業集落区域」、「農業集落区域」、「棚田区域」、「里山区域」の4つの景観単位ごとに、個別の土地利用の方針を示す。

(I) 窯業集落区域の土地利用の方針

○地形・骨格

集落の中心を流れる河川のわずかな谷地に密度高く広がる家屋群、その内部に路地が張り巡らされている集落の骨格を維持する。

集落の発祥や拡大等の歴史を伝える墓地の立地とまとまりを維持する。

○生業

窯業地として、生産活動を行う作業場や住宅、これらを含む敷地の利用を継承し、新築や改築等を行う際は周囲の景観との調和を図る。

登り窯跡については、遺跡としての保存、継承を行う。

○要素とその関係

江戸時代から現代に至る窯業の変遷を現代に伝えている登り窯、石炭窯、重油窯、ガス窯等の要素や、これらを含む敷地の土地利用と、敷地を構成する石垣等の特徴を維持する。

寺社などの宗教施設は地域の信仰の一端を伝える施設であり、生活や習俗の歴史を現すため、維持管理に努める。

○眺め

中尾展望所や白岳等からの眺望を保全し、視界を遮る支障物の立地を避けることで、山に囲まれた谷地に木造建物の屋根瓦が広がり、レンガ造りの煙突が突出した窯業集落らしい家並みや外観を維持する。



(2) 農業集落区域の土地利用の方針

○地形・骨格

山に囲まれた、堆積した凝塊角礫岩の風化による崩落で生まれたなだらかな傾斜地と、3本の河川と尾根や段丘、路地によって形成された3つの農業集落からなる骨格を維持する。

集落の発祥や拡大等の歴史を伝える墓地の立地とまとまりを維持する。

○生業

3つの農業集落の居住地としての敷地利用を継承し、農家住宅としての建築物と敷地内の配置等の維持保全に努める。

湧水池や水路、作業用の庭などの農業や生活の歴史を現すものは現状維持に努める。

○要素とその関係

藁葺きから瓦葺きへと小屋下げされた伝統的家屋の、入母屋屋根、腰壁、式台をもつ格式の高い住宅、敷地を構成する石垣等の特徴を維持する。

寺社などの宗教施設は地域の信仰の一端を伝える施設であり、生活や習俗の歴史を現すため、維持管理に努める。

○眺め

鬼木棚田展望所、山の上展望所等からの眺望を保全し、視界を遮る支障物の立地を避けることで、窪地の斜面にある起伏の変化や、谷沿いに棚田、尾根や段丘上に集落が立地した広がりのあるパノラマ景観を維持する。



(3) 棚田区域の土地利用の方針

○地形・骨格

開田川の中上流域を中心に残る、等高線に沿った曲線の畦、野面積み等の伝統的な石垣棚田と、圃場盛備が行われた土羽の棚田を継承する。

○生業

農地として維持保全に努め、鬼木棚田協議会や自治会等により棚田の維持管理について助け合いながら棚田としての土地利用を保全し、農業集落区域の拡大を避ける。

○要素とその関係

今後も棚田景観の保存を図り、棚田や茶畠の農地、石垣、河川、水路、ガマ、ヨセ等の農業の歴史を現すものは現状維持に努め、景観を保全する。

○眺め

窪地の斜面にある起伏の変化や、谷沿いに棚田、尾根や段丘上に集落が立地した広がりのある棚田のパノラマ景観を維持する。



(4) 里山区域の土地利用の方針

○地形・骨格

虚空蔵山系をはじめとした山々と、中尾郷は白岳などを背景として谷川とそれに挟まれた尾根と谷地の地形、鬼木郷は窪地の斜面に起伏のある地形を維持する。

○生業

中尾郷・鬼木郷の里山はかつてはアカマツ等の薪炭林として、燃料や建築資材の供給地として窯業や生活を支えてきた。その後植林されたスギやヒノキ等の人工林の適切な間伐等の管理を行い、山林の維持・保全に努め、住宅等の建物の立地を避ける。

○要素とその関係

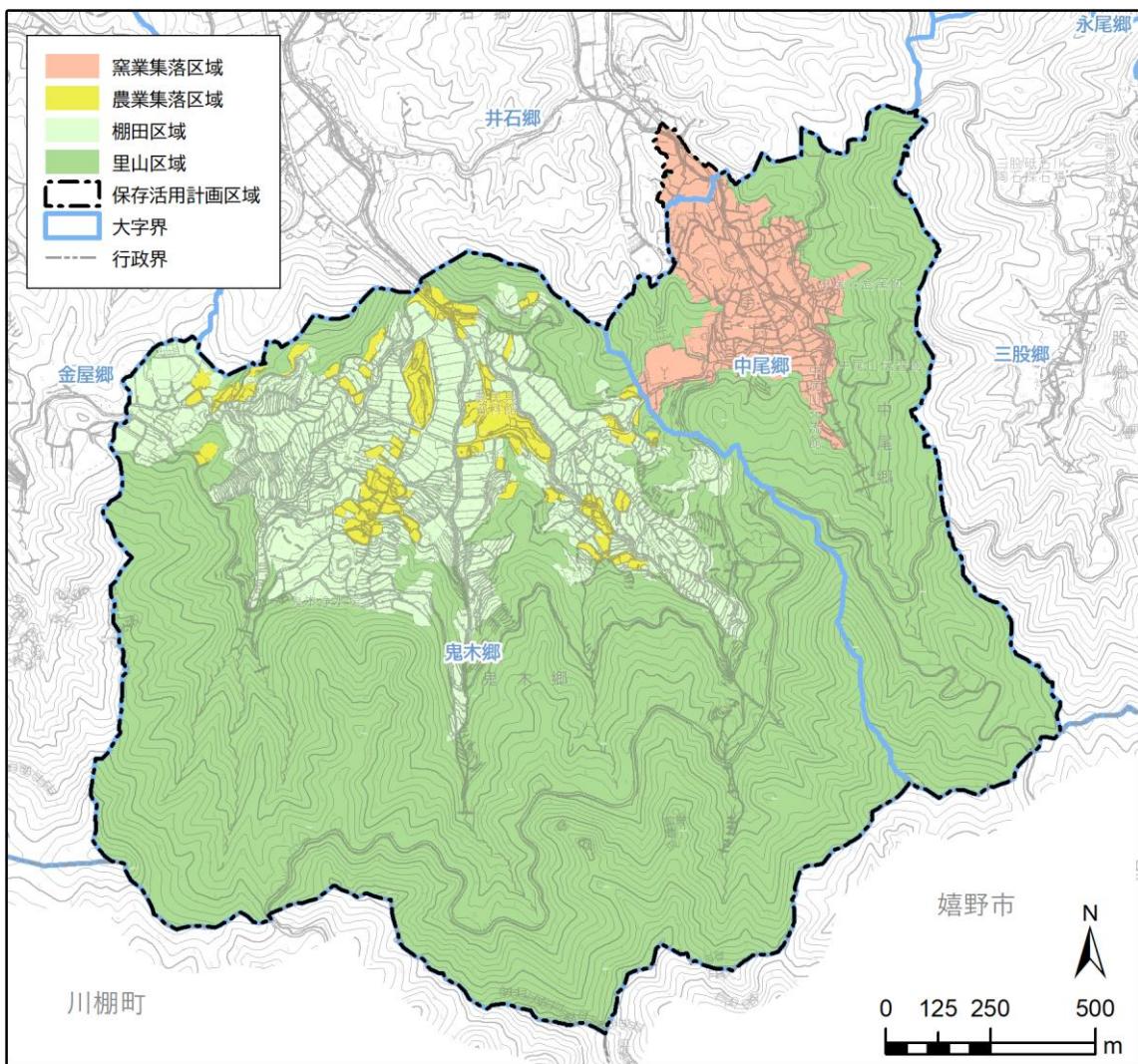
裾野に広がる棚田や集落への防災、減災や水源涵養の観点から、山林や水源の適切な管理と保全を行う。

○眺め

窯業集落、農業集落の背景となる里山の山並みのパノラマの景観を維持する。

中尾郷の歴史を代表する白岳への眺望を確保し、白岳の白い岩肌の眺めを維持するための樹木の伐採等を行う。





土地利用方針図

2. 文化財保護制度による届出

文化財保護法における重要文化的景観の重要な構成要素の所有者等は、現状変更等を行う場合、届出にあたっては事前に本町教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うことが定められている。

重要な構成要素について、文化財保護法第136条及び第139条に定められている届出対象行為は、以下のとおりである。

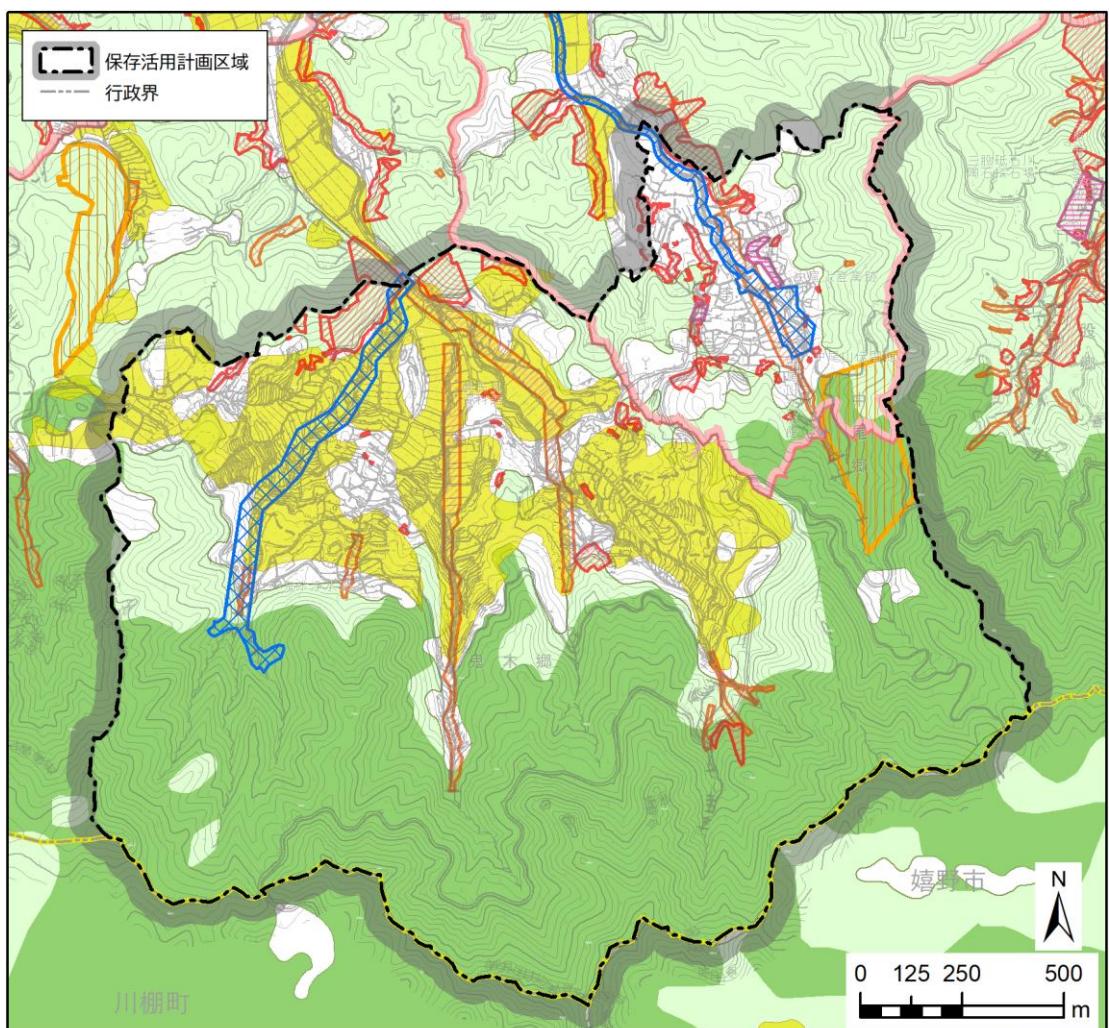
文化財保護法	届出の種類	届出日	届出者(手続者)
第136条	滅失 焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内	所有者又は権原に基づく占有者
第136条	き損 災害等により大きく破損した場合	同上	同上
第139条	現状変更等 移転・除去等、重要文化的景観の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更等をしようとする日の30日前まで	現状変更等をしようとする者

3. その他の関係法令に基づく規制範囲

本計画区域には、その他の関係法令に基づく景観形成や土地利用等に関する行為規制が行われており、本計画の方針等と整合を図り許可や届出等を行う必要がある。

根拠法令	対象範囲	許可・届出制	行為規制の内容	賞罰規定
景観法	景観計画区域	届出	<ul style="list-style-type: none">・建築物の新築、増築、改築、移転、滅失、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更・開発行為・土地の開墾及びその土地の形状の変更・土石の採取、木竹の伐採・屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積・特定証明・その他	罰金、勧告、命令
都市計画法 建築基準法	都市計画区域	申請	<ul style="list-style-type: none">・建築物等の新築、改築等に際して、建築確認申請が必要	懲役又は罰金

根拠法令	対象範囲	許可・届出制	行為規制の内容	賞罰規定
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	・農用地区域内の開発行為 ・農地等の転用制限	懲役又は罰金
農地法	農地	許可	・農地の転用 ・農地を転用するための権利設定または移転	懲役又は罰金
森林法	保安林	許可	・立木の伐採 ・土地の形質変更など	罰金
	地域森林計画の対象となる民有林	許可 届出	・10,000平方メートル以上の開発 ・立木の伐採	罰金
河川法	中尾川等の水面	許可	・河川の流水の占有 ・河川区域内の土地の占有 ・河川区域内における土石等の採取 ・河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除去 ・河川区域内における土地の掘削、盛土、切土	懲役又は罰金
道路法	認定道路	許可	・電柱広告 塔などの設置(道路占用許可)	
文化財保護法	登録有形文化財	届出	・現状変更	過料
	史跡名勝天然記念物	許可	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	罰金
屋外広告物法(長崎県屋外広告物条例)	禁止地域(重要文化的景観)	許可	・屋外広告物又はそれに類するものの掲示	罰金
砂防法	砂防指定地	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却 ・切土、掘削、盛土その他土地の形状の変更 ・木竹の伐採など	懲役又は罰金
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	許可	・水の浸透を助長する行為 (例)水を放流し、又は停滞させる行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新設又は改良で政令で定めるもの ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積など	懲役又は罰金
地すべり等防止法	地すべり等防止区域	許可	・ため池、用排水路その他地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良	懲役又は罰金
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	許可	・特定開発行為(予定建築物の用途) ・建築物の構造	懲役又は罰金



法規制

都市計画区域	保安林	砂防指定地	土砂災害特別警戒区域
景観計画区域	地域森林計画対象民有林	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊等
農用地区域		地すべり防止区域	土石流

資料:都市計画区域、景観計画区域、土砂災害特別警戒区域/波佐見町
上記以外/国土数値情報ダウンロードサイト(国土交通省)
※農用地区域の一部を編集

法規制図

第4章 文化的景観の保存・活用に関する整備

第2章の「保存及び活用に関する基本的な方針」を踏まえ、文化的景観を将来にわたり継承していくための保存・活用に向けた整備を推進する。

また、今後、整備活用計画の策定により、計画的な整備を推進する。

I. 重要な構成要素に対する保存修理とそれ以外の修景等

重要な構成要素に対して、所有者等と連携を図りながら、財政的・技術的支援を行い、保存・修理を推進する。

- ・石垣の修復について、将来に渡って技術を継承できるように、その仕組みについて検討を行う。
- ・重要な構成要素である建築物や工作物等は現状維持を基本とし、復旧や修理を行う場合は伝統的な手法を用いることに努めるものとする。改変が行われている場合は、復元の可能性の検討も含め、修景に努める。
- ・大規模な災害により被害に遭った場合は災害復旧を行い、安全性が確保できる場合は、伝統的な手法を用いるものとする。
- ・指定・登録文化財、長崎県まちづくり景観資産等の修理・整備等にあたっては、各文化財・資産の個別計画に配慮して実施する。
- ・重要な構成要素以外にも、文化的景観に寄与する建築物や工作物等が整備又は修景が行われる場合には支援等を行う。



石垣棚田

2. 散策・回遊のための整備

文化的景観を対外的に認識させ、住民が意識して生活する上でも欠かせない散策の為の回遊路の整備が必要である。国内には外国人観光客が増加しており、ビジビリティ（視覚的な広報、宣伝活動）が重要である。

- ・住民、来訪者等に、本地域の生業や生活、自然環境、歴史、重要な構成要素の価値を理解してもらうため、案内板や散策のためのサイン設置及びQRコードによる文化的景観や観光案内のガイダンス施設や環境の整備を行う。案内板やサインは場所や形、大きさ、色合い等のデザインが景観を損なわないことを含めて検討し、整備を行う。
- ・来訪者に向けたガイドツアーの開催支援と連携して、休憩所、トイレ、駐車場等の便益施設の整備等を図ると共に、QRコード等によるガイダンス環境の整備を行う。
- ・道路や散策路の整備にあたっては、ルートの整備や維持管理を行うと共に、高齢化が進行している地域であるため安全で歩きやすい舗装について検討を行う。
- ・展望所のPRや必要な整備を行う。なお、展望所については、すでに整備された展望所の再整備を含め統一性のある整備を行う。
- ・展望所からの眺望を維持・改善、活用するための整備を行う。

<整備例>

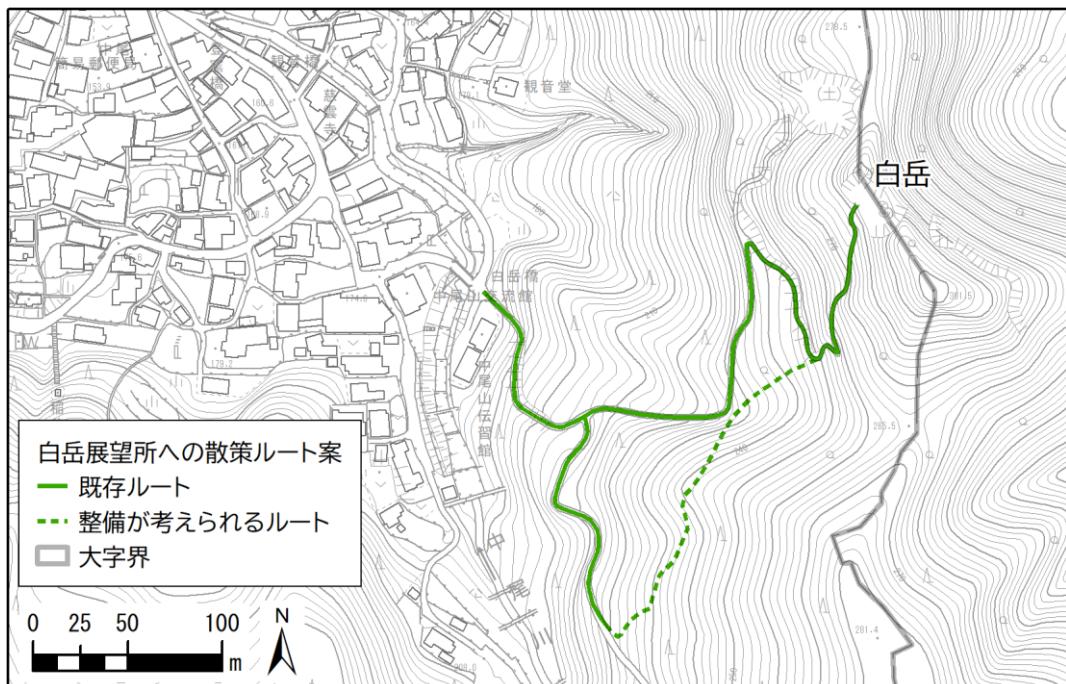
○中尾郷：中尾展望所から見える白岳の白い山肌（陶石）を維持するための樹木の伐採と、展望所PRのためのサインの整備、鬼木郷と中尾郷を見渡せる白岳展望所の整備

○鬼木郷：新たな展望所として墓の樹木の適切な管理と、展望所PRのためのサイン整備

- ・棚田、石垣の保全のため、計画対象区域内に生育、生息する植物の採集の禁止や、農作物等に被害を与える鳥獣以外の動物の捕獲の禁止、農地及び畦道への立ち入りの禁止を促す注意喚起板を設置する。

<整備例>

○中尾郷：白岳展望所への散策ルート整備案



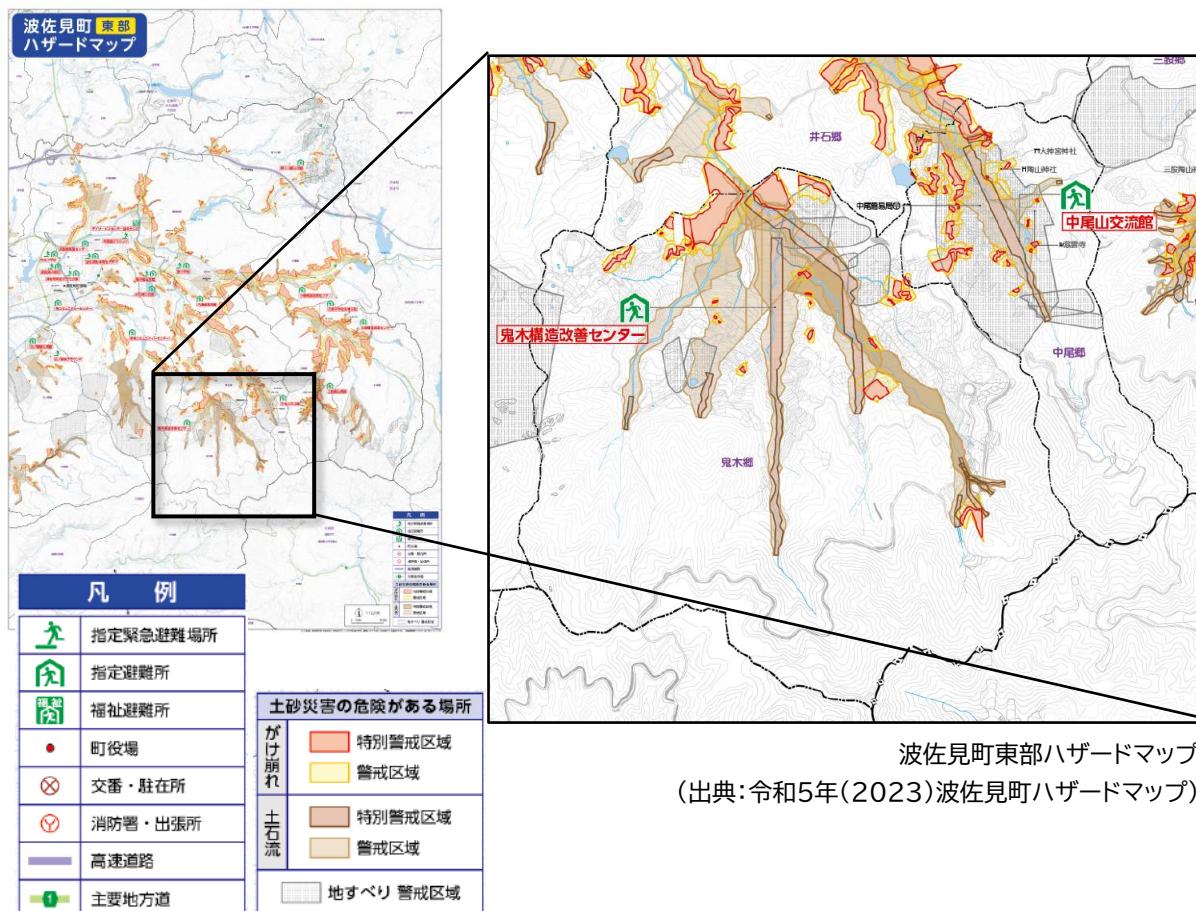
中尾上登窯跡 キャンプの様子

3. 防災に関する整備

本計画対象区域内では、過去に豪雨に伴う河川の氾濫により、道路や橋梁、河川・水路の決壊、流失等を経験しており、令和3年（2021）の地すべりによる法面や石垣の崩壊等は記憶に新しい。町では「防災マップ」を全戸に配布しており、大規模な災害が予想される際は、早めの避難を呼びかけ、避難所の開設等を行っている。

- ・災害復旧について住民の安全を鑑みて迅速な対応を図ると共に、国県等の関係機関と連携を図り、対応を行う。復旧方法については、文化的景観の価値と特徴が継承されるよう、あらかじめ府内や関係機関との協議や、整備活用計画へ位置付けを検討する。

- ・砂防事業や治山事業等による河川改修や法面整備等を行う場合は、周辺景観との調和に配慮し実施するものとする。
- ・高齢者や障害者等の災害弱者については、事前の避難を呼びかけ、避難訓練の実施等の啓発活動を行う。
- ・指定避難所となっている中尾山交流館、鬼木構造改善センターの災害リスクの回避に向け、対策を検討し、観光客の安全対策についても充実を図る。
- ・集落内を流れる河川・水路や、林道については、河川や道路管理者等と連携を図り、転落防止策の検討等、管理者からの提案も含め、人命を尊重することを最優先に考え、今後、安全対策のための措置を講ずる。
- ・中尾川沿いの土砂災害特別警戒区域（土石流）にかかる範囲には、重要な構成要素をはじめ、国の登録有形文化財（建造物）に登録されている赤井倉や、窯業に関する建造物、一般住宅も多いことから、甚大な災害の発生を未然に防ぐため、中尾川上流部の砂防ダムの改良について、関係機関との対応協議を行う。
- ・中尾郷、鬼木郷共に狭い道路が多く、特に中尾郷は住宅が密集しており、大規模な地震が起こった場合、火災や家屋の倒壊等による被害が想定されるため、建築物の不燃化等により安全なまちづくりを目指す。
- ・中尾郷は都市計画区域であり、長崎県が指定した建築基準法上の道路の幅員確保と建築行為による、安全な住環境の形成が必要である。その上で、中尾郷、鬼木郷共に、文化的景観を形成する歴史ある路地空間と街並みの維持に努める。
- ・日頃からの地域コミュニティ活動における顔の見える助けあいと避難施設の充実等によって被害を最小化する。



第5章 普及啓発・担い手づくり

第2章の「保存及び活用に関する基本的な方針」を踏まえ、住民をはじめ、組織・団体等や来訪者に対して、陶郷中尾と鬼木棚田の価値を広く共有し、集落において暮らし、生業を営む担い手を創出するための取組を行う。

I. 文化的景観全体の普及啓発

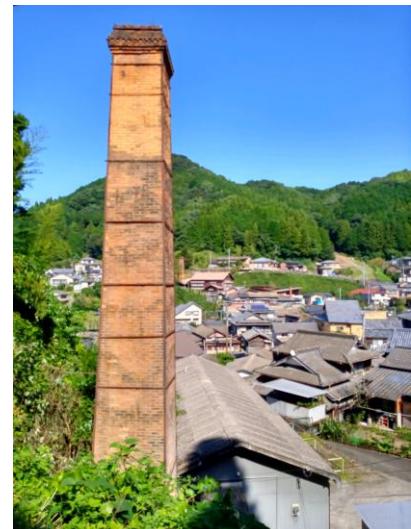
所有者、管理者等への個別の啓発活動、啓発チラシ等を発行して、地域住民へ情報提供による周知を図り、文化的景観及び重要な構成要素についての理解を深め、保存・修理に向けた普及啓発を推進する。

これを行うためにも、継続的な調査を実施する。

- ・学校教育との連携によって、町内外の小・中学生、高校生を中尾郷・鬼木郷に招き入れ、地元住民との交流を通じて、各郷における自然と生業の関わり合いを体感的に学ぶ場として文化的景観を活用する。
- ・文化的景観及び重要な構成要素について広報誌等での紹介を積極的に行い、また、波佐見町観光協会・ガイド協会の協力を得ながら現地を周遊する等のイベントを企画・実施することで、町内外の多くの人々への周知と集客を図る。
- ・国史跡中尾上登窯跡では、年に1回、地元住民によって燈籠を飾るイベントが行われており、それに加えて中尾上登窯跡を利用した屋外レストランやキャンプ場、音楽会など、様々なイベントを実施し、中尾上登窯跡を地元住民と来訪者が交歓を行う「祭りの場」として活用及び広報を行う。
- ・現在、「鬼木棚田まつり」、「鬼木燈火まつり」などのイベントが棚田地域を中心に行われており、鬼木郷の背後にひかえる自然豊かな里山地域にも着目し、自然を満喫するための沢登りや奇岩見学などの探索ルートの開発やキャンプ場としての利用を促進する。



中尾山うつわ処 赤井倉



煙突

2. 窯業・農業の振興による集落活性化の支援

集落における人口減少、高齢化が進んだことにより、空き地や空家が増加し、地域コミュニティ活動が困難になってきているが、窯業・農業の振興と新たな観光振興の取組を推進し集落活性化の支援を行う。

- ・空き地や空家の所有者に対して景観を阻害することの無いように適切な維持管理を促すと共に、若い世代の住み替えの推進に向けた空家の利活用について検討を行う。
- ・窯業や農業を継続することが文化的景観の保全に向けて重要であり、後継者対策のための新規就業支援や、定住に向けた住宅取得についての支援等を行う。
- ・本計画区域の文化的景観を保存・活用するため、中尾山伝習館での窯業体験と宿泊など、窯業と文化的景観を国内外の観光客向けにPRしたツアーを企画する。また、鬼木郷では令和6年（2024）に福田清人生家を宿泊施設にリニューアルし、文化的景観を味わい集落生活を体験する新たな拠点としての活用や、鬼木郷のツアーを企画することで、産業と観光の振興を図り、まちづくり活動の支援等を行う。
- ・農業集落では、耕作放棄地や休耕田、鳥獣害に対して、国や県が取組を進めている事業の活用や、鬼木棚田協議会や自治会等による棚田の維持管理を支援し、併せて鳥獣害を防止するワイヤーメッシュ柵等の物的支援等を行う。



空家の例

3. 担い手づくり

窯業や農業の人材確保と担い手を育成するため、集落の維持と文化的景観を継承する担い手としての意識醸成を図り、誇りやアイデンティティの向上のため、文化的景観の連携ネットワークの構築や、専門家による指導、意識啓発等の機会を創出する。

- ・窯業では、芸術系大学や町内の小・中学生等を対象とした波佐見焼の産業研修プログラムや、窯業事業所への移住就労者を募るプログラムを開催するための支援、農業では、区域内外からの新規就労者の確保に努めると共にスムーズに就農ができるよう支援を行う。

<具体例>

- ・中尾伝習館での窯業の技術講習
- ・石積み講習、里山保全講習

将来の町の産業を支える担い手を育成するため、本町の子ども達が、窯業や農業、文化的景観、歴史等に关心を持ち学ぶことのできる、小・中学生、高校生向けの既存の学習機会を見直し、文化的景観にクローズアップしたプログラムを創出する。

<具体例>

- ・中尾伝習館での窯業の体験学習と合わせた文化的景観の学習

- ・農民具資料館、農産物鬼木加工センター、中尾山交流館、陶芸の館等における文化的景観に関する展示内容の充実

第6章 保存及び活用のために必要な体制

文化的景観の保存及び活用を継続的・永続的にサポートしていくためには、行政、住民、活動団体や企業が一体となった体制の構築が必要である。

地域全体の組織や体制のあり方は以下のとおりとする。

I. 行政の役割と連携

文化的景観の活用には、多様な分野の連携及び調整が不可欠である。行政は、住民や活動団体や企業と密に連携し、文化的景観の本質的価値の共有化を推進し、速やかな情報収集を行うと共に、制度の普及啓発に取り組む必要がある。

府内においては、関連部局が連携し、関連計画との整合を図りながら事業を進める必要があるため、文化財の所管である教育委員会を中心に、町の景観、農業、観光、地域コミュニティ、長崎県の各関係機関が情報共有と連携を図り、一体的な取組ができるよう府内検討組織の構築を図る。

教育委員会及び景観計画を所管する建設課を中心とし、農林課、商工観光課、総務課、企画情報課等、文化的景観の保存・活用に関係する担当部局との情報共有及び連携を図る。具体的な取組の一つとして、定例の連絡会議を実施する。

また、教育委員会及び建設課は、重要な構成要素の河川の管理を行っている長崎県県北振興局と連携を図り、保存・活用を図るための施策等の把握を積極的に推進する。

教育委員会は、事業の内容及び整備について審議を行う、専門家等からなる文化的景観審議会を設置し、適切な事業が推進される体制を構築する。

担当課	分類	役割
建設課	景観形成	本計画と連携した景観計画による届出対象行為の指導、補助事業の活用
	維持管理	道路、河川等の管理に関する支援
農林課	農業振興	高齢化や後継者不足による耕作面積の減少に歯止めをかけるべく、域内外からの新規就農者の確保に努める ・スムーズな就農に向けたサポート ・農業法人などへの農地の集約を図る一方、個人の農業者への支援を拡充し、波佐見町全体での農地の維持に努める ・持続可能な農業経営の推進、助言、農業就業支援
	維持管理	農地、水路、水源等の管理に関する支援。補助事業の活用

担当課	分類	役割
商工観光課	窯業振興	<p>新商品の開発、販路拡大、人材確保・後継者育成等の重点事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者のニーズをいち早く取り入れた商品開発を支援し、他産地と差別化を図る ・首都圏でのPR活動や町に人を呼び込むイベントを企画・検討 ・県外芸術系大学や町内の小・中学生等を対象とした波佐見焼の産業研修プログラムの開催や、窯業事業所への移住就労者を募るプログラムを開催
	観光振興	<p>文化的景観を活用した地域振興(祭り・イベント等の行事への支援)と 文化的景観の連携</p> <p>農産物加工品のブランド化</p>
企画情報課	移住・定住	中尾郷、鬼木郷への移住・定住促進、地域のコミュニティの維持、地域おこし協力隊との連携、地域活性化施策の構築、関係人口交流拠点施設の活用策の検討、空家の活用への支援
総務課	防災	地域防災計画の見直し、危険家屋の対応
教育委員会 (文化財担当)	活用と保存	<p>関係各課・機関との連携による文化的景観の活用と保存に関する施策の実施、地域の景観まちづくりの取組への支援</p> <p>文化的景観審議会を設置し、適切な事業が推進される体制を構築</p> <p>文化的景観の価値や特徴を明らかにする調査の継続</p>

2. 団体や組織の連携支援

本計画区域では、地域コミュニティを主体とした、地域まちづくりの実践的な取組が数多く行われている。今後は、文化的景観の本質的価値を守っていく上で核となる取組を中心に、町内の窯業や農業の団体が連携し、イベントの共催等の取組を行っていくことが望まれる。また、各団体が連携することで「産業や集落の維持」や「棚田の保全」といった個別の目的のみでなく、陶磁器や農産品のブランド化等の発展や、普及活動による将来の窯業や農業の担い手の育成、来訪者等による観光面での寄与といった波及的効果をもたらしていくことが期待されるところから、庁内関係部署において連携のサポートについて検討を行う。

<団体例>

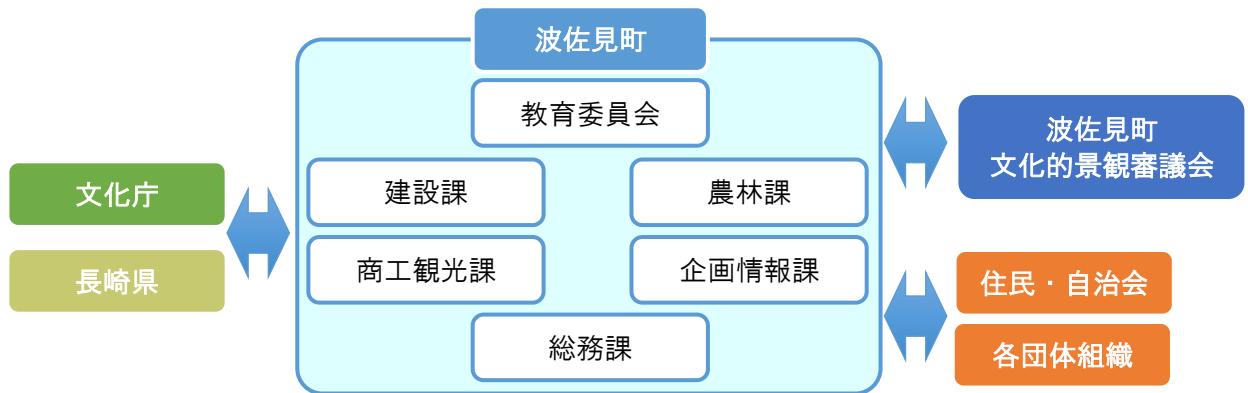
自治会、中尾山窯元連合会、鬼木棚田協議会、婦人会、はさみ観光ガイド協会、東彼商工会波佐見支所、(一社)波佐見町観光協会等

3. 住民の参画

本町は、住民一人ひとりが「波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観」の価値を理解し、文化的景観を活用した窯業と農業及び暮らしを継続できるよう、定期的な勉強会や懇談会の開催等の普及啓発を通して、意識醸成の場づくりを行う。

既存の鬼木棚田協議会や自治会等の地域コミュニティの組織運営や、組織間連携を円滑化するため、地域住民や町民、事業者の参画の仕組みづくりについて支援を行う。

また、地域の活性化を図るため、中尾郷と鬼木郷の共催イベントの運営等の実施の支援を行う。



波佐見町文化的景観の連携体制

第7章 文化的景観における重要な構成要素

I. 重要な構成要素の抽出の考え方

本町は、文化的景観の価値を伝えるにあたって欠くことのできない「重要な構成要素」について、以下の特定基準を基に特定を行い、文化的景観や集落の価値、その基本となる窯業や農業について人々の理解が得られるよう、普及啓発に取り組む。

【重要な構成要素の特定基準】

- ① 窯業集落の生業や暮らしや文化、信仰等の歴史を伝え、かつ本文化的景観を特徴づけるもの
- ② 農業集落の生業や暮らしや文化、信仰等の歴史を伝え、かつ本文化的景観を特徴づけるもの
- ③ 窯業と農業の一体性・つながりを示し、かつ本文化的景観を特徴づけるもの

2. 重要な構成要素の保存の方針

中尾郷、鬼木郷の自治会や協議会等の団体や所有者の同意によって、本文化的景観の特徴を伝える建造物や工作物等を「重要な構成要素」として特定し、保存措置を行うこととする。

ただし、大規模な災害が発生した場合は、住民の安全を担保し、生業の早期復旧を第一とする安全性の高い災害復旧を行うものとする。安全性が確保できる場合は、伝統的な手法を用いる。



農家住宅



棚田



中尾本線



白岳から望む

「重要な構成要素の個票」の「番号」は、「番号（報告書の付番）」となっており、図面には報告書の付番が記載されている。

なお、報告書の付番は、以下の規則で行った。

「景観単位」 + 「-（ハイフン）」 + 「内容」 + 「番号」 + 「-（ハイフン）」 + 「枝番」

凡　例

景観単位			内容		
窯業集落区域	C	Ceramic village area	窯業施設	C	Ceramic facility
農業集落区域	A	Agricultural village area	一般住宅	H	Housing
棚田区域	R	Rice terrace area	店舗	Sh	Shop
里山区域	F	Forest area	公共的施設	Pu	Public facility
			宗教施設	Re	Religious facility
			記念碑	M	Monument
			墓所	G	Graveyard
			石垣	Sw	Stone wall
			堀	W	Wall
			道	Ro	Road
			橋	B	Bridge
			河川・水路	Ri	River
			農業住宅	A	Agricultural housing
			棚田	Rt	Rice terrace
			茶畠	T	Tea plantation
			視点場	V	Viewpoint
			山林	F	Forest

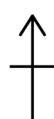
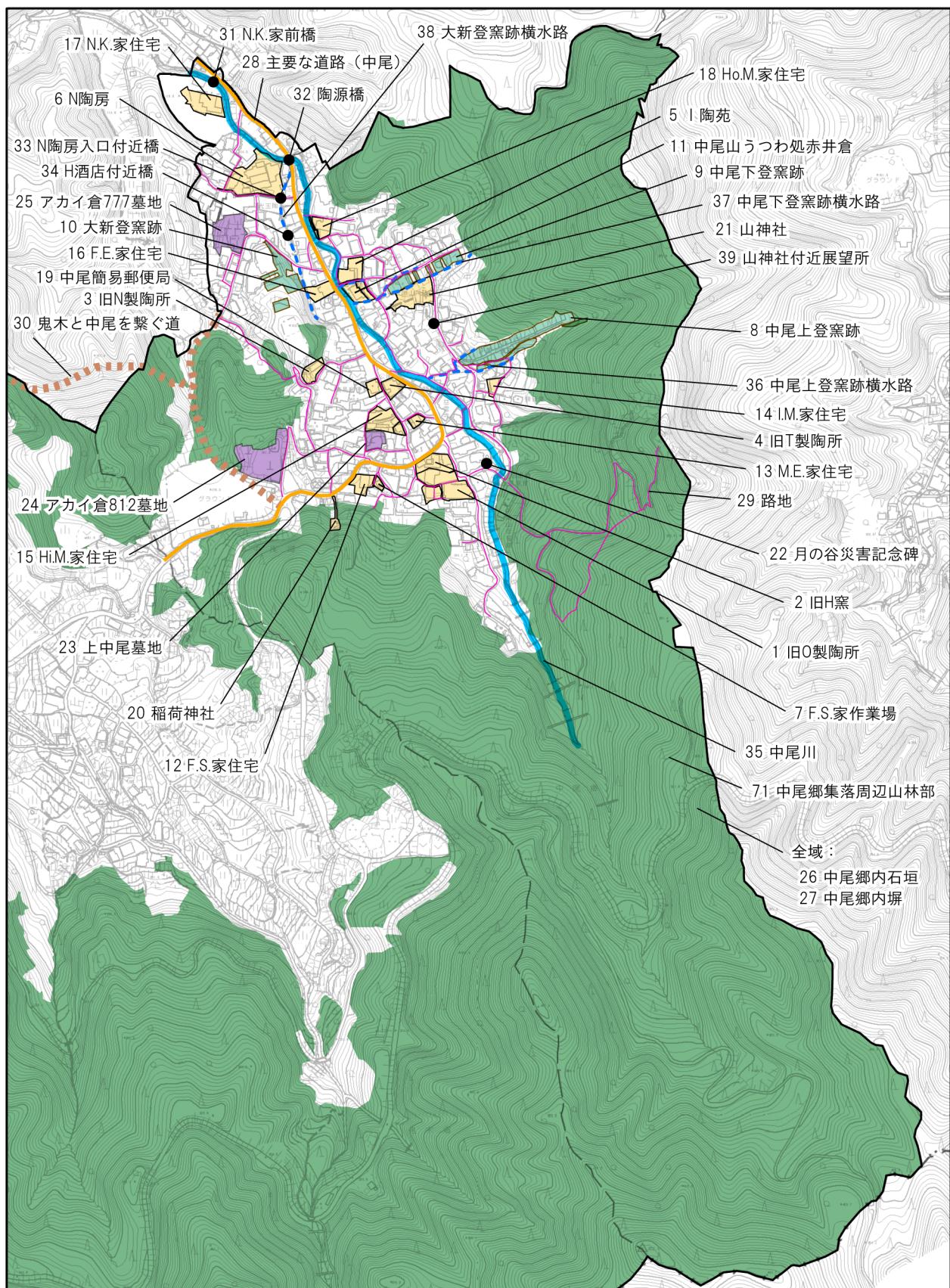
波佐見中尾皿山と鬼木棚田の文化的景観 重要な構成要素一覧

No.	種類	名称	所在地等	価値	備考
1	窯業施設	旧O製陶所	波佐見町中尾郷660他	窯業施設の変遷を示す点で重要	長崎県まちづくり景観資産（四季舎・石垣）
2	窯業施設	旧H窯	波佐見町中尾郷661-1他	窯業施設の変遷を示す点で重要	
3	窯業施設	旧N製陶所	波佐見町中尾郷734	窯業生産の変遷を示す点で重要	長崎県まちづくり景観資産（レンガ煙突）
4	窯業施設	旧T製陶所	波佐見町中尾郷672	窯業施設の変遷を示す点で重要	長崎県まちづくり景観資産（レンガ煙突）
5	窯業施設	I陶苑	波佐見町中尾郷975他	窯業施設の変遷を示す点で重要	
6	窯業施設	N陶房	波佐見町井石郷417-2他	窯業施設の変遷を示す点で重要	長崎県まちづくり景観資産（レンガ煙突）
7	窯業施設	F. S. 家作業場	波佐見町中尾郷62	窯業施設の変遷を示す点で重要	
8	窯業施設	中尾上登窯跡	波佐見町中尾郷439他	窯業生産の変遷を示す点で重要	国史跡「肥前波佐見陶磁器窯跡」
9	窯業施設	中尾下登窯跡	波佐見町中尾郷992他	窯業生産の変遷を示す点で重要	
10	窯業施設	大新登窯跡	波佐見町中尾郷755他	窯業生産の変遷を示す点で重要	
11	窯業施設	中尾山うつわ処赤井倉	波佐見町中尾郷929	やきもの卸商家として重要	国登録有形文化財「中尾山うつわ処赤井倉」
12	一般住宅	F. S. 家住宅	波佐見町中尾郷60	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
13	一般住宅	M. E. 家住宅	波佐見町中尾郷666	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
14	一般住宅	I. M. 家住宅	波佐見町中尾郷391	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
15	一般住宅	Hi. M. 家住宅	波佐見町中尾郷696	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
16	一般住宅	F. E. 家住宅	波佐見町中尾郷917	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
17	一般住宅	N. K. 家住宅	波佐見町井石郷400-3	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
18	一般住宅	Ho. M. 家住宅	波佐見町中尾郷937他	窯業集落を形成する伝統的家屋として重要	
19	公共施設	中尾簡易郵便局	波佐見町中尾郷693	窯業集落を支えた公共的施設として重要	
20	宗教施設	稻荷神社	波佐見町中尾郷42-2	窯業集落の宗教的施設として重要	長崎県まちづくり景観資産（拝殿・祠・石燈籠・石段・鳥居）
21	宗教施設	山神社	波佐見町中尾郷615-1	窯業集落の宗教的施設として重要	長崎県まちづくり景観資産（本殿・石燈籠・焼物供養塔・記念碑・鳥居・石段）
22	記念碑	月の谷災害記念碑	波佐見町中尾郷651	災害記録として重要	

No.	種類	名称	所在地等	価値	備考
23	墓所	上中尾墓地	波佐見町中尾郷707	郷民の生き死にと集落の拡大の歴史を伝える場として重要	
24	墓所	アカイ倉812墓地	波佐見町中尾郷812	郷民の生き死にと集落の拡大の歴史を伝える場として重要	
25	墓所	アカイ倉777墓地	波佐見町中尾郷777	郷民の生き死にと集落の拡大の歴史を伝える場として重要	
26	石垣	中尾郷内石垣	波佐見町中尾郷全域・井石郷の一部	斜面地における敷地の利用を伝える上で重要	
27	塀	中尾郷内塀	波佐見町中尾郷全域・井石郷の一部	斜面地における敷地の利用を伝える上で重要	
28	道路	主要な道路（中尾）	波佐見町中尾郷全域・井石郷の一部	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
29	道路	路地	波佐見町中尾郷全域・井石郷の一部	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
30	古道	鬼木と中尾を繋ぐ道	波佐見町中尾郷・井石郷・鬼木郷の一部	両郷の人々が行き交った動線であり、両郷の結びつきを伝える上で重要	
31	橋	N.K.家前橋	波佐見町井石郷400-2付近	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
32	橋	陶源橋	波佐見町井石郷416-2付近	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
33	橋	N陶房入口付近橋	波佐見町井石郷417-2付近	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
34	橋	H酒店付近橋	波佐見町中尾郷679付近	窯業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
35	河川	中尾川	波佐見町中尾郷全域・井石郷の一部	谷地形を形成し、窯業・生活を支えた河川として重要	
36	水路	中尾上登窯跡横水路	波佐見町中尾郷の一部	登り窯失敗品を廃棄するための水路として重要	
37	水路	中尾下登窯跡横水路	波佐見町中尾郷の一部	登り窯失敗品を廃棄するための水路として重要	
38	水路	大新登窯跡横水路	波佐見町中尾郷の一部	登り窯失敗品を廃棄するための水路として重要	
39	視点場	山神社付近展望所	波佐見町中尾郷610-4	文化的景観の構成を理解するための視点場として重要	

No.	種類	名称	所在地等	価値	備考
40	農家住宅	F. S. 家住宅	波佐見町鬼木郷598-1他	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
41	農家住宅	H. K. 家住宅	波佐見町鬼木郷25他	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
42	農家住宅	T. Y. 住宅	波佐見町鬼木郷180	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
43	農家住宅	M. H. 家住宅	波佐見町鬼木郷183他	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
44	農家住宅	Y. M. 家住宅	波佐見町鬼木郷1212	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
45	農家住宅	K. S. 家住宅	波佐見町鬼木郷1207	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
46	農家住宅	Y. H. 家住宅	波佐見町鬼木郷1421他	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
47	農家住宅	H. T. 家住宅	波佐見町鬼木郷1140	農業集落を形成する伝統的農家家屋として重要	
48	一般住宅	キヨトテラス	波佐見町鬼木郷590-2他	農業集落を形成する伝統的家屋として重要	
49	一般住宅	O. N. 家住宅	波佐見町鬼木郷243-1	農業集落を形成する伝統的家屋として重要	
50	石垣	鬼木郷内石垣	波佐見町鬼木郷全域	斜面地における敷地の利用を伝える上で重要	
51	道路	主要な道路（鬼木）	波佐見町鬼木郷全域	農業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
52	道路	里道	波佐見町鬼木郷全域	農業・生活を行う上での動線であり、街区を伝える上で重要	
53	棚田	棚田	波佐見町鬼木郷全域	郷内の稲作を支え続けてきた施設として重要	長崎県まちづくり景観資産「鬼木棚田と集落」
54	水利システム	水利システム（棚田）	波佐見町鬼木郷全域	郷内の稲作を支え続けてきた施設として重要	
55	道路	道路（棚田）	波佐見町鬼木郷全域	郷内の稲作を支え続けてきた施設として重要	
56	石垣	石垣（棚田）	波佐見町鬼木郷全域	郷内の稲作を支え続けてきた施設として重要	
57	土羽	土羽（棚田）	波佐見町鬼木郷全域	郷内の稲作を支え続けてきた施設として重要	
58	茶畑	茶畑	波佐見町鬼木郷691他	山ろくにおける茶生産を伝える上で重要	

No.	種類	名称	所在地等	価値	備考
59	石垣	石垣（茶畑）	波佐見町鬼木郷691他	斜面地における敷地の利用を伝える上で重要	
60	墓所	山下墓地	波佐見町鬼木郷202	郷民の生き死にを伝える場として重要	
61	墓所	中ノ尾墓地	波佐見町鬼木郷1457	郷民の生き死にを伝える場として重要	
62	河川	開田川	波佐見町鬼木郷内流域	谷地形を形成し、棚田の水源として重要	
63	河川	中ノ川内川	波佐見町鬼木郷内流域	谷地形を形成し、棚田の水源として重要	
64	河川	大鬼木川	波佐見町鬼木郷内流域	谷地形を形成し、棚田の水源として重要	
65	用排水路	西ノ川川	波佐見町鬼木郷内流域	農業用水路として重要	
66	用排水路	山ノ上川	波佐見町鬼木郷内流域	農業用水路として重要	
67	用排水路	ウルド川	波佐見町鬼木郷内流域	農業用水路として重要	
68	用排水路	広海川	波佐見町鬼木郷内流域	農業用水路として重要	
69	視点場	山の上展望所	波佐見町鬼木郷280	文化的景観の構成を理解するための視点場として重要	
70	視点場	鬼木棚田展望所	波佐見町鬼木郷122-3他	文化的景観の構成を理解するための視点場として重要	
71	山林	中尾郷集落周辺山林部	波佐見町中尾郷全域	かつての薪炭林であり、陶石採石地である白岳を含み重要	
72	山林	鬼木郷集落周辺山林部	波佐見町鬼木郷全域	かつての薪炭林であり、水源地として重要	
73	視点場	開田城跡	波佐見町鬼木郷182	中世の歴史を伝え、文化的景観の構成を理解するための視点場として重要	



0 50 100 200
m

● 橋・記念碑・視点場	■ 主要な道路(中尾)	□ 申出範囲
■ 敷地	■ 路地	
■ 登り窯跡	■ 古道	
■ 墓	■ 河川	
■ 山林	■ 水路	

重要な構成要素位置図 中尾郷